情報通信技術利活用事業費補助金 実施マニュアル

平成24年4月 総 務 省 情報通信国際戦略局 総 合 通 信 局

【目次】

Ι	i	総	:論••	• •		•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1		情報通信	言技	術和	l活	用	事	業	費	補.	助	金	実	施	7.	=	ユ	ア	ル	D'	位	置	づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2		創設の	肾景		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Π	:	交	付申請	事務	マニ	- 그	ア	ル														•				•			•			•	•	•	•	2
	1		事務の	フロ	ーチ	ヤ	_	}	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2		支援対象	象地:	域·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	3		補助事	業の	内容	٠ :	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	4		交付額			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	5		事業実施	を期 に	間・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	6		補助対象	象範	推•	経	費	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	7		当該補具		業と	他	事	業	を	併	せ	7	実	施	す	る:	場	合	Ø	費	用	O)	切	ŋ :	分り	ナ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	8		交付申記	清書	の作	成	رح ;	確	認	の	ポ	1	ン	1	に	つ	V)	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
	9		書類の打	是出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
Ш	:	交	付決定			•	•	•	•	•	•		•	•	•		•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	1		交付先の	の決	定力	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	2		追加資料	鉛の	提出	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	3		申請内容	容の	確認		採	択	•	修	正	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	4		交付手約	売き		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	5		事業の	実施		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	6		報告・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
IV		交	付決定征	多に	つじ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	32
	1		契約に) N	て・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	2		計画変	更等	につ	١٧	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	3		差金回口	又に	つV	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
V	:	実	績報告	事務	マニ	- 그	ア	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	38
	1		実績報行	吉書	の作	成	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
	2		経理等に											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•									40
VI	7	補	助事業	構築	マニ	- 그	ア	ル	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	54
	1		需要調	査・	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54
	2		運営体制																																	
	3		庁内推議																																	
	4		ランニ																																	
	5		公設民	営を	採用	す	る	場	合	0)	留	意	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
	6		個別事	業に:	おけ	る	留	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
付	録	:	交付要約	綱様	式記	記載	例								•							•									•				•	60
			Q&A																																	
			特定地	方公:	共団	体	等	交	付	要	綱	V	な	形	•		•			•	•	•		•	•		•	•		•		•	•	•		110

I 総論

1 情報通信技術利活用事業費補助金実施マニュアルの位置づけ

情報通信技術利活用事業費補助金(以下「補助金」という。)の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)及び情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱(平成23年12月19日総国政第95号、以下「交付要綱」という。)によるほか、このマニュアルを参照の上、実施するものとする。

2 創設の背景

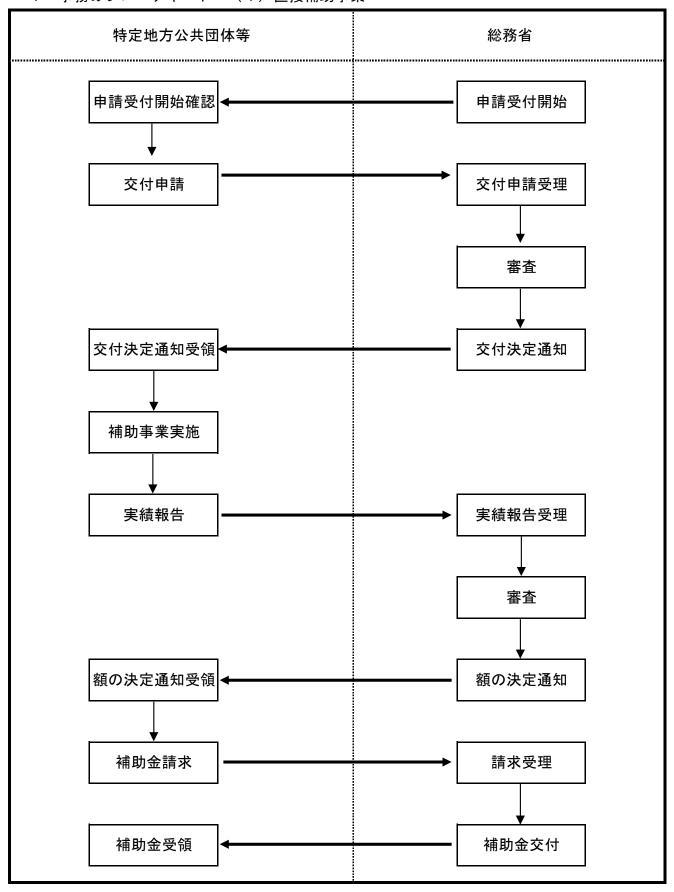
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害を与えたことから、国は、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興への取組を進めていくことが必要である。

平成23年7月、東日本大震災復興対策本部は、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第3条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組みの基本方針である「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。同方針において、国は、市町村が能力を最大限発揮できるよう、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施することとされている。また、各府省一体となって総合的かつ計画的に実施する復興施策の1つとして、次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術(ICT)の利活用促進を行うこととされている。

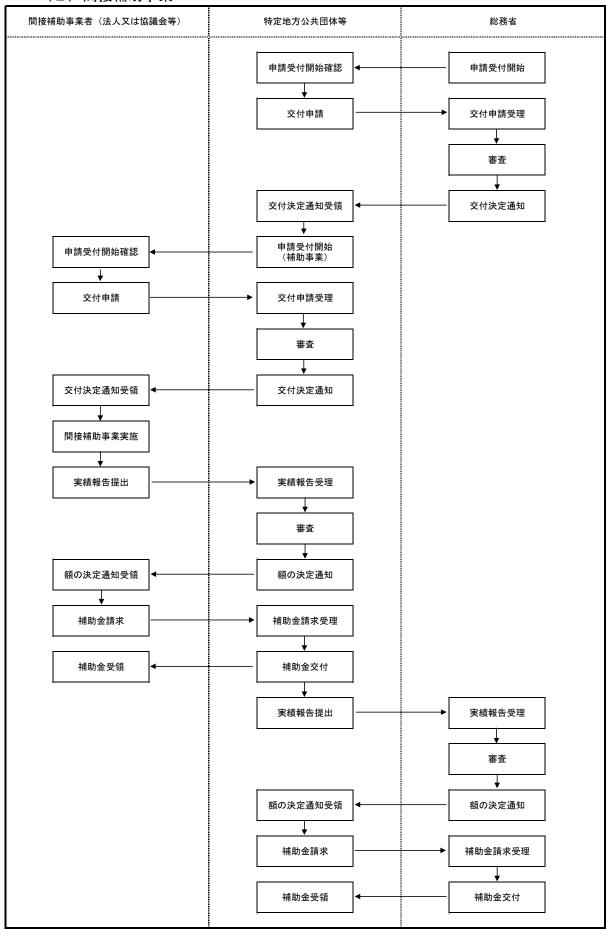
総務省は、「東日本大震災からの復興の基本方針」も踏まえ、東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題について、当該地方公共団体がICTを活用して効率的・効果的に解決する取組に対して支援を行うことにより、被災地域の復興を促進するため、本補助金を創設した。

Ⅱ 交付申請事務マニュアル

1 事務のフローチャート (1)直接補助事業



(2)間接補助事業



2 支援対象地域

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体で、復興特区法第4条第1項の特定地方公共団体(一部事務組合及び広域連合を含む。以下単に「特定地方公共団体」という。) 又は連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した特定地方公共団体を含む複数の地方公共団体をいう。以下同じ。)(以下「特定地方公共団体等」という。)に対し支援を行う。ただし、対象地域については、補助事業の区分ごとに個別に条件が付されている場合がある。

「特定地方公共団体一覧」11道県227市町村

北海道	鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町
青森県	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
岩手県	県内全市町村
宮城県	県内全市町村
福島県	県内全市町村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ケ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 高根沢町 那須町 那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
新潟県	十日町市 上越市 津南町
長野県	野沢温泉村 栄村

3 補助事業の内容

補助対象となる事業は、特定地方公共団体等が抱える課題を情報通信技術(ICT)の利活用を通じて効率的・効果的に解決する取組を支援することにより、被災地域の復興を促進する以下の事業(以下「補助事業」という。)とする。

- (1) 東北地域医療情報連携基盤構築事業
- (2) ICT地域のきずな再生・強化事業
- (3) 被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業
- (4) 被災地域ブロードバンド基盤整備事業
- (5) スマートグリッド通信インタフェース導入事業
- (6) 災害に強い情報連携システム構築事業
 - i) 災害関連情報を一元的に管理し情報の共有化を図るための機能や、防災警報等 地方公共団体から住民に提供すべき情報を、多様なメディアに一括配信する機 能を有する情報通信環境を構築する事業
 - ii) i)の情報通信環境を構築するとともに、公衆通信網の状況に影響されずに災害関連情報の取得及び配信を可能とする、災害に強い重層的な無線ネットワークを構築する事業
- (7) 自治体クラウド導入事業

4 交付額

補助対象経費の総額の3分の1を交付する。

なお、交付下限額が 100 万円のため、1事業区分ごとに事業費 300 万円以上の事業 を対象とする。

5 事業実施期間

(1) 単年度事業

補助事業は単年度事業である。したがって、原則年度内に事業が完了していなくてはならない。この場合、補助事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることを言う。つまり、単年度で事業が完結していなくてはならない。

(2) 年度内執行について

工事は交付申請書に記載した完了予定日までに、補助事業は当該事業年度内に終えることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、適正化法第7条第1項第5号及び交付要綱第10条に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点ですみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

6 補助対象範囲・経費

(1)補助対象範囲の考え方

東日本大震災により被災した地方公共団体が抱える課題を効率的・効果的に解決

する情報通信技術利活用事業の初期導入に係る以下の経費(ランニングコスト等を除く。)を補助の対象とする。

(補助対象範囲)

事業	の区分	交付対象	内容
事業 1.東北地域 医療情報連携基盤構築 事業		交付対象 設備費	(1)次に掲げる設備の設置等に要する経費 (ア)送受信装置 (イ)伝送路設備(光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む) (ウ)情報通信端末(遠隔医療相談システム、遠隔健康管理システムを含む) (エ)電源設備(予備電源設備を含む) (オ) ASP型電子カルテ (カ)その他事業を実施するために必要な経費
		企画・開発費	(2) 附帯工事費 次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費 (1) プログラム開発に係る役務費(設計を含む) (2) 電子計算機使用料 (3) ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む) (4) その他事業を実施するために必要な経費
	イ 協議 子 大	助成費	アに掲げる経費を法人又は協議会等に対して助成するために必要な経費
2. I C T 地域強化事業	或のきずな再生・	設備費	(1)次に掲げる設備の設置等に要する経費 (ア)送受信装置 (イ)伝送路設備(光電変換装置、光成端 架、中継装置及び分岐装置等を含む) (ウ)情報通信端末 (エ)無線アクセス装置(衛星を含む) (オ)送受信機(予備送信機を含む) (オ)送受信機(予備送信機を含む) (キ)構内伝送路 (ク)電源設備(予備電源設備を含む) (ケ)通信機能付き電力変換装置(発電・ 蓄電装置含む) (コ)鉄塔 (サ)センター・局舎施設 (シ)外構施設 (ス)ヘッドエンド装置 (セ)取材用機器(予備装置・周辺機器を 含む)

事業の区分	交付対象	内容
		(ソ) 監視・観測装置
		(タ) 編集装置
		(チ) 管理測定装置 (監視機能を含む)
		(ツ)管理測定表示装置
		(テ) その他事業を実施するために必要な
		経費
		(2)(1)に掲げるもののほか、附帯施設(大
		臣が別に定める施設・設備)の設置に
		要する経費
		(3)(1)及び(2)に掲げる施設・設備を
		設置するために必要な用地の取得及び
		道路の整備に要する経費(土地造成費
		を含む)
		(4)附帯工事費
	企画・開発費	次に掲げる情報通信システムの構築等に要す
		る経費
		(1)プログラム開発に係る役務費(設計を
		含む)
		(2)電子計算機使用料
		(3) ソフトウェア購入費(ライセンス費を
		含む)
		(4)システムの要件定義・要求仕様書の作
		成等のシステム整備に伴い必要な事務
		に要する経費
		(5) その他事業を実施するために必要な経
	#4-11	要して (大) に 日) に 日
3.被災地就労履歴管理システ	助成費	次に掲げる経費を法人又は協議会等に対して
ム構築事業費補助事業		助成するために必要な経費 (1)設備費
		次に掲げる設備の設置等に要する経費
		(ア)情報通信端末
		(イ) その他事業を実施するために必要な
		経費
		(2) 企画・開発費
		次に掲げる情報通信システムの構築等に要
		する経費
		(ア) プログラム開発に係る役務費(設計
		を含む)
		(イ) 電子計算機使用料
		(ウ)ソフトウェア購入費(ライセンス費
		を含む)
		(エ) データ構築に係る費用
		(オ) データセンターに係る費用
		(カ) その他事業を実施するために必要な
		経費
4. 被災地域ブロードバンド基	設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要す
盤整備事業		る経費
		(ア)送受信装置
		(イ) 伝送路設備(光電変換装置、光成端
		架、中継装置及び分岐装置等を含む)
		(ウ) 無線アクセス装置
		(エ)構内伝送路

事業	 の区分	交付対象	内容
事業 こうが はまま こうがん こうがん こうがん こうがん こうがん こうがん こうがん しゅう	ア 特団 地体等 が行う事業	受付対象	内容
	イ 法人又は 協議会等が 行う事業に	助成費	費 アに掲げる経費を法人又は協議会等に対して 助成するために必要な経費
	対して、特定 地方公共団 体等が助成 する事業		
6.災害に強い ム構築事業	情報連携システ	設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 送受信装置 (イ) 伝送路設備(光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置を含む) (ウ) 情報通信端末 (エ) 無線アクセス装置 (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機(予備送信機を含む)

事業の区分	交付対象	内容
		(キ) 構内伝送路
		(ク) 電源設備(予備電源設備を含む)
		(ケ) 鉄塔
		(コ) センター・局舎施設
		(サ) 外構施設 (シ) 編集装置
		(ス) 管理測定装置(監視機能含む)
		(セ) その他事業を実施するために必要な
		経費
		(2)(1)に掲げるもののほか、附帯施設(大
		臣が別に定める施設・設備)の設置に要
		する経費
		(3)(1)及び(2)に掲げる施設・設備を
		設置するために必要な用地の取得及び
		道路の整備に要する経費(土地造成費を
		含む) (4)附帯工事費
	企画・開発費	次に掲げる情報通信システムの構築等に要す
	正四 707元页	る経費
		(1) プログラム開発に係る役務費(設計を
		含む)
		(2)電子計算機使用料
		(3) ソフトウェア購入費(ライセンス費を
		含む) (4) >
		(4)システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務
		に要する経費
		(5) その他事業を実施するために必要な経
		費
7. 自治体クラウド導入事業	設備費	(1)次に掲げる施設・設備の設置等に要す る経費
		(ア) 送受信装置
		(イ) 構内伝送路
		(ウ) 電源設備(予備電源設備を含む)
		(エ) その他事業を実施するために必要な
		経費
	企画・開発費	(2) 附帯工事費 次に掲げる情報通信システムの構築等に要す
	正四・用光貫	次に拘ける情報通信シヘノムの情楽寺に安り る経費
		(1)プログラム開発に係る役務費(設計を含
		t)
		(2) ソフトウェア購入費 (ライセンス費を含
		している。 は、また、は、また、は、また。 は、また、は、また、は、また。 は、また、は、また、は、また。 は、また、また、また。 は、また、また、また。 は、また、また、また。 は、また、また、また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。ま
		(4)業務見直し等に関する計画の策定に要す
		る経費
		(5)システムの要件定義・要求仕様書等のシ
		ステム整備に伴い必要な事務に要する
		経費 (C)この地車業な実体よるために以西も短弗
		(6)その他事業を実施するために必要な経費

(2) 補助対象範囲・経費

(ポイント)

- i 整備しようとする施設・設備が事業の目的達成に合致しているか。
 - ・余分なものを整備していないか確認すること。
 - ・個々の事業内容に鑑みて、その事業の目的の達成に必要でない施設・設備は、た とえ本項の①~②に該当するものであっても、補助の対象とはならない。(使用 時期が未定、使用目的や効果が不明確 等)
- ii 整備した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるか。
 - ・市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が 引き続き有効活用されることを確認すること。
 - ・ICT関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、十分な効果が発揮できなくなることのないように注意すること。
- iii 重複投資になっていないか。
 - ・遊休している施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうなど結果として重複投資とならないように注意すること。
- iv 既存のインフラを有効活用できているか。
 - ・既存の地域公共ネットワーク等を活用するなど、積極的に既存インフラを活用すること。
- v 用地取得費や附帯工事費は、補助事業の実施に必要最低限の費用であるかどう か。
 - ・補助金で整備しようとしている設備に関係のない用地の取得や工事(調査設計や 工事)に係る費用が含まれていないように注意すること。
- vi 補助対象経費でないものが含まれていないか。
 - ・特定地方公共団体等が抱える課題を I C T を活用して解決する上で必要となる経費であって、以下に明示がない場合には、補助事業者は総務省に対し協議することとし、その経緯を記録・保存するものとする。

① 設備費

事業に必要な設備の設置等に要する経費

メニュー	内容及び設備例
送受信装置	伝送路設備又は構内伝送路を通じてデータや映像情報等を伝
	送するための装置 (セキュリティ対策用装置を含む)
	○ルータ
	OL2/L3スイッチ
	○サーバ(WWW、メール、DNS、プロキシサーバ、ファイ
	アウォール 等)

	○運用管理用PC
	センター・局舎施設から鉄塔までの間等、各種データや映像情
	 報等を伝送するための線路設備
	○線路(光ファイバケーブル、メタルケーブル、同軸ケーブル、
	固定無線アクセス装置、ノード、増幅器、引込み線、クロー
	ジャ、カプラ、保安器等)
	 ○中継装置(海底中継装置を含む)
	○分岐装置/海底分岐装置(スプリッタ等)
情報通信端末	複数の者が利用することを念頭に補助事業者又は間接補助事
	 業者が応急仮設住宅の集会所、公共施設等に設置する端末であ
	って、補助事業又は間接補助事業により整備する情報通信シス
	テムと一体となって利用するもの(テレビ電話会議システム、
	サイネージ、PC、RFIDリーダ、体組成等の生体情報の計
	測機器(通信機能を有するもの) 等)
無線アクセス装置	各種データを、電波により送受信可能な形式に変換することに
	より、アンテナを経由して送受信を行うための送受信設備及び
	アンテナ設備から構成される装置(アクセスポイント装置、加
	入者無線ターミナル装置、可搬型衛星通信システム装置 等)
送受信アンテナ	映像等を、放送により送受信するためのアンテナ(受信アンテ
	ナ、送信アンテナ、アンテナ架、アンテナ支柱等)
送受信機	映像等を、放送により送受信可能な形式に変換するための装置
	(増幅器、フィルター、ギャップフィラー 等)
構内伝送路	センター・局舎施設内等において整備する送受信装置等の各種
	データや映像情報等を伝送するために必要なケーブル、配管、
	ケーブルラック等
	OLANケーブル
	○構内光ケーブル
	OUTPケーブル
電源設備(予備電源	センター・局舎施設等において、各機器への電源を安定供給す
設備を含む)	るための設備
	○受電設備(受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、PS柱)
	○電源設備(必要十分な発電能力がある予備電源、耐電トラン
	ス、整流器、無停電電源装置)
鉄塔	送受信アンテナ等を設置する設備
センター・局舎施設	通信・放送・映像等の送受信、中継、編集等の拠点となる施設
	○屋内設置型(施設内の一部に中継機器およびラック等を設
	置)

	T
	○屋外設置型(屋外に専用ボックスや施設を設置) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	○鉄塔取り付け型(中継無線などの場合、無線機器を見通しの
	よい場所に設置)
	センター・局舎施設については、新設と改修による場合があり、
	新設の場合には、施設全体が支援対象となる単独建物と、支援
	対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。
	○単独建物
	事業を実施するにあたり最低限必要な施設が支援対象とな
	3.
	○合築建物
	他事業における局舎や役所等と「合築」する場合も支援対象
	世事来におりる向音(区別寺と「古来」する場合も文版内家となる。
	C 14 30 0
	また、支援対象となる施設に係る工事項目は次のとおりであ
	る。
	○床上げ工事電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする
	二重床化、仕上げ工事等
	○空調設備工事…空調機の設置工事、配管工事 等
	○電気設備工事…電源の増設工事、配線工事等
	○躯体補強工事…床荷重増加に対応するための床下の梁
	増強工事 等
	○内装工事間仕切り工事(壁等の設置)、天井工事 等
	○撤去工事配線の撤去工事、産廃処理費用 等
外構施設	センター・局舎施設を建設する際に設置する柵、フェンス、擁
	壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水
	設備、排水設備、舗装
ヘッドエンド装置	有線テレビジョン放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換
	し、切替え又は混合して線路へ送出する装置であって、当該有
	線テレビジョン放送等の主たる送信の場所にあるもの及びこ
	れに付加する装置(放送法施行規則第150条第3項)(前置
	増幅器、受信増幅器、チューナ、変調器、混合器、加入者管理
	システム等)
取材用機器	映像等を撮影するために必要な機器(ビデオカメラ、マイク、
	録音機器、照明、撮影機材周辺機器 等)
監視・観測装置	沿岸部・河口部等の危険箇所や観光地、景勝地等に設置するラ
	イブカメラ、放射線量等を自動的に計測し、配信することが可
	1. A A A A MANAGER A C D SALATONINO (HILL) O C C M 1

	能わ知測社器(常にマットローカに控集されたものに阻る)
	能な観測装置(常にネットワークに接続されたものに限る)
ter the value first	等
編集装置	映像編集を行うための装置(映像編集・収録機器、音声編集・
	収録機器、ノンリニア編集器、自動送出装置、静止画送出装置
	等)
管理測定装置	映像や通信サービスを安定して加入者に提供するために設備
	を管理、測定する装置
	○ステータスモニタ
	○ネットワーク監視装置
	○測定装置
ASP型電子カル	インターネット等の通信回線を介して、ネットワーク型の電子
テ	カルテシステムを利用可能にするために必要なハードウェア
	及びその導入費用
管理測定表示装置	建物内、地域コミュニティ内等の電力を管理する制御装置
	○電力変換装置の挙動を制御する「エネルギーデータ収集・機
	器制御装置」
	○建物内の電力使用量等を管理する「建物内エネルギー管理制
	御装置」
	○地域コミュニティ内の電力エネルギーの流れを管理する「エ
	ネルギーマネジメントシステム」
通信機能付き電力	発電・蓄電装置に付加し、交流・直流変換等を行うとともに、
変換装置(発電・蓄	エネルギーデータや機器制御情報等を送受信する装置
電装置含む)	
照明装置	地域コミュニティ内の電力の使用状況等を踏まえて ON/OFF
	を切り替えることによる省エネ機能を持つ、通信機能付きの照
	明装置
附带工事費	事業の工事全般に係る以下の経費
	○調査設計費(注)
	決定後に実施する現場調査、詳細設計
	○施工・構築費 (注)
	○改修補強費
	施設および電柱(自営柱、電力柱、NTT柱等)等の改修・
	補強に係る費用
	○諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)
施設・設備を設置す	センター・局舎施設、電柱等を整備する際に必要最低限の用地
るために必要な用	取得費及び道路の整備に要する経費
地の取得及び道路	○用地取得費(用地の購入費)

の整備に要する経	○道路費 (取り付け道路整備費)
費	必ずしも最短の経路である必要はないが、局舎施設の整備に
	伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路
	等、合理的な必要性を説明できる経路・距離であること。
その他事業を実施	データ放送用のコンテンツを簡易に作成することが可能なコ
するために必要な	ンテンツ管理システム等、事業を実施するために必要となる設
経費	備

(注)調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・ 無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

②企画·開発費

事業を実施する上で必要となるシステムの企画・開発に要する経費

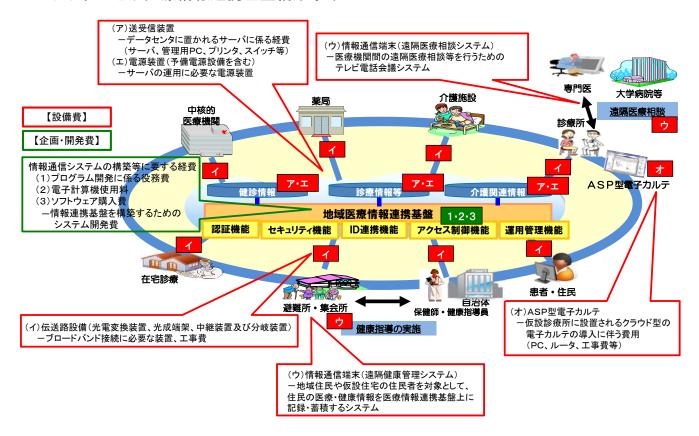
「一一」の女となるシハノムの正画・開光に女りる柱真
内容及び具体例
事業を実施する上で必要となるプログラム開発に係る役務費
(既存のソフトウェアで同等の機能を持つプログラムが存在
しない場合に限る)
事業を実施する上で必要となるプログラム開発を行うための
電子計算機の使用料
事業を実施する上で必要となるソフトウェア購入費用(パッケ
ージ購入費、ライセンス費 等)
事業を実施するために必要な既存のシステム上のデータをク
ラウド上で扱うことが可能な形式に変換し、移行を行うための
費用
データセンターのサーバレンタル料
自治体クラウド導入に際し、業務見直し等に関する計画策定に
要する経費
事業を実施するために必要なシステムの要件定義・要求仕様書
等のシステム整備に伴い必要な事務経費
開発したプログラムテスト費用、セキュリティ対策等に係る費
用、ネットワーク配信機能を利用するための契約料
上記附帯施設を設置する際、必要となる経費(交付要綱補足事

施設・設備	項別紙参照)
-------	--------

(3) 補助対象とならない経費等

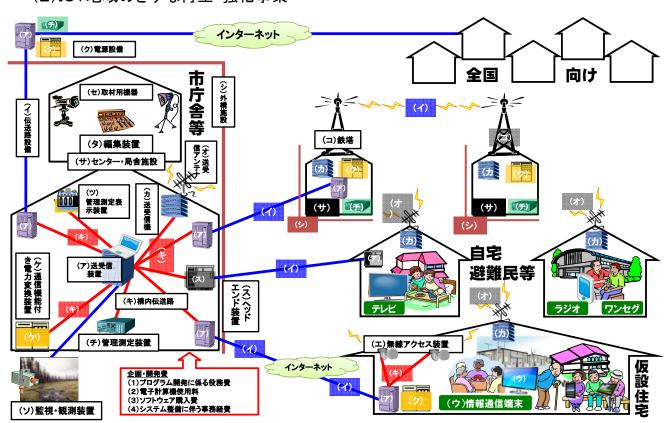
交付要綱で補助対象と	こされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの。
交付要綱で補助対象と	される費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの。
事業完了後の翌年度区	りにおいて供用されない施設
交付決定前に実施	事前着工とは、交付決定日より前に締結された契約及び工事着
した工事費用等	工をいう。(交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は
	仮契約日が交付決定日前のことを指す。)
ランニングコスト	〇共架費 (電柱使用料)
	○光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管理費・修繕
	費用
	○光ファイバケーブル等の共架やFWA機器設置のための電
	柱使用料、支障移転費用
	○管路使用料
	○コロケーション(通信事業者等の局内に通信機器を設置す
	る)費用
	○電波利用料
	○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費(障害対応等、作業時
	の漁業補償等)
	○番組ソフト制作費
	○地方公共団体が住民に対してブロードバンドを提供する場
	合の提供エリア外のインターネット接続事業者との接続に
	係る費用 等

(1)東北地域医療情報連携基盤構築事業



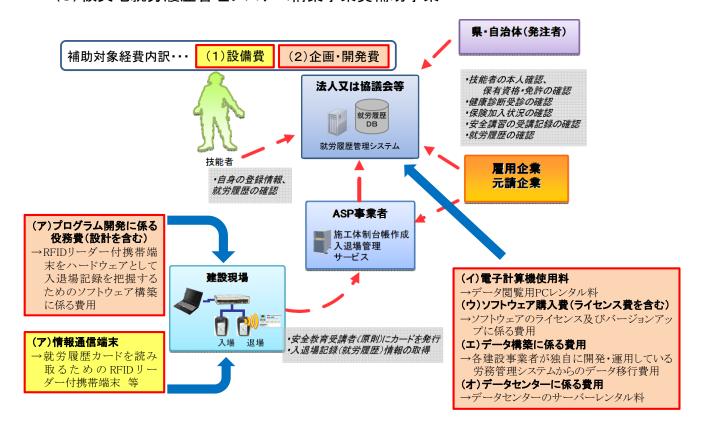
補助対象経費のイメージ

(2)ICT地域のきずな再生・強化事業



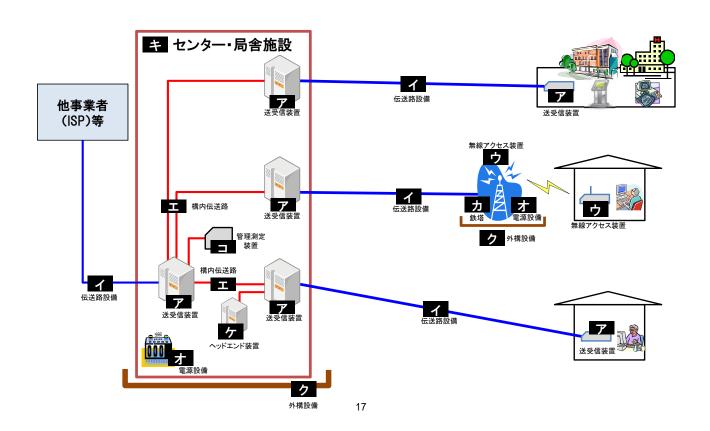
補助対象経費のイメージ

(3)被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業



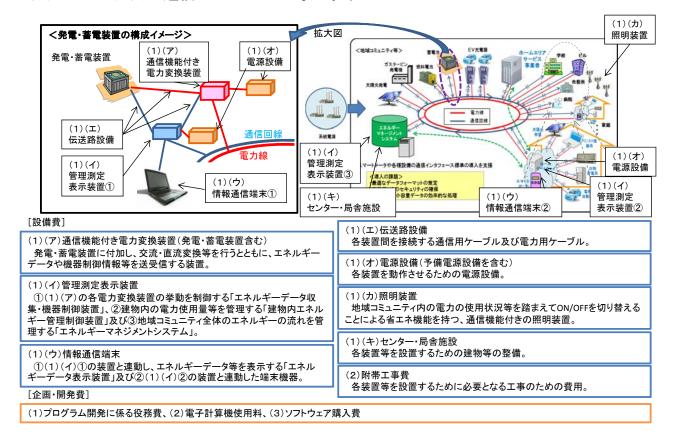
補助対象経費のイメージ

(4)被災地域ブロードバンド基盤整備事業

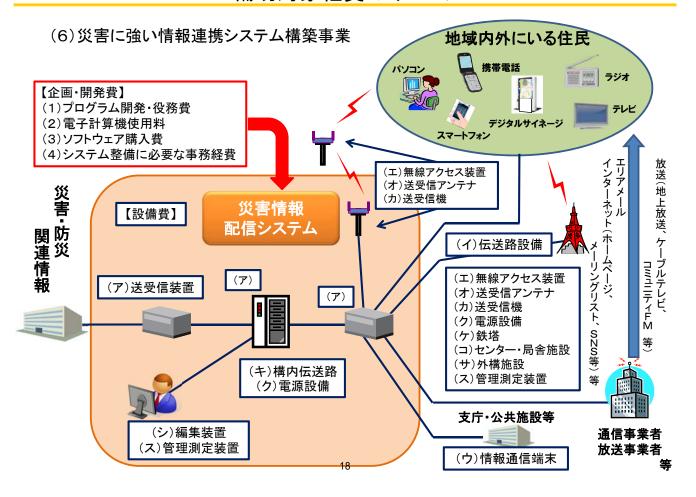


補助対象経費のイメージ

(5)スマートグリッド通信インタフェース導入事業

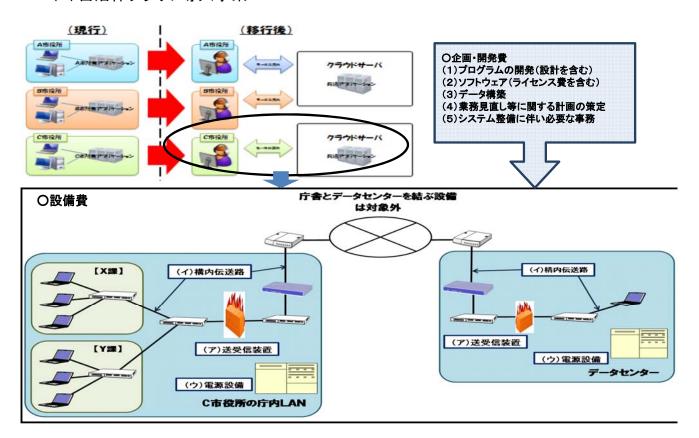


補助対象経費のイメージ



補助対象経費のイメージ

(7)自治体クラウド導入事業



7 当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該補助事業と他事業(単独事業、他省庁国庫補助事業等)を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設(設備)で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり。

(1) 費用按分

ア 費用按分が必要なケース

- ・センター・局舎施設等を事業目的外の施設と合築する場合
- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を 整備する場合
- ・事業目的内であるが供用開始時期が決まっていない芯線や機器等の施設・設備を 整備する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合(当該部分を補助対象外とする場合)等

イ 費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等(実績報告時)
- 消費税
- 消費税仕入控除税額
- ウ 費用按分方法の基本的考え方
 - ・センター・局舎施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を基本と する
 - ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を基本とする
 - ・伝送路を共用する場合であって論理分割する場合は専有帯域(伝送容量)による 比例按分を基本とする
 - ・その他ケースに応じて個別に判断する

(2) 対象施設(設備)で区切る場合

補助事業と併せて、事業内容が同じ事業(所謂継足し単独事業等)を実施する場合、 按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設(設備)で区切るという 方法も可能である。

(3)費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

8 交付申請書の作成と確認のポイントについて

(交付申請にあたっての留意点)

- i 交付申請及びそれに伴う交付決定は補助事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。
- ii 次のような事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要
 - ・内部事務系システムや基幹系システムの導入や構築(災害に強い情報連携システム構築事業及び自治体クラウド導入事業を除く。なお、住民端末から各種証明書を発給する場合や情報発信、各種行政相談対応等を行う場合は内部事務系システムや基幹系システムとの接続は認められるため、個別に相談のこと)
 - ・補助金の額が、区分ごとに100万円未満となる事業。複数の事業区分に基づいて補助事業を行う場合に、1つの申請書で100万円を超えるものであっても、1区分の補助金額が100万円未満となる場合は対象外とする。(例:「ICT地域のきずな再生・強化事業」の交付申請額が80万円、「自治体クラウド導入事業」の交付申請額が70万円で合計150万円という事業は補助対象とならない)

(1) 申請書の作成について

- ① はじめに
 - ア 交付要綱様式第1号により作成する申請書、同様式別紙1「補助事業の概要」 及び別紙2「工事概要書」、見積書等は内容を必ず一致させること。
 - イ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している(予定も含む)場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにすること。(関連する国庫補助事業例:平成○年度地域情報通信基盤整備推進交付金等)また、見積書等の添付資料については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等をすること。
- ② 申請書の構成について

交付要綱様式第1号に基づき、以下の資料を順番に編さんのこと。

- ア 申請書(交付要綱様式第1号)
 - 「付録:交付要綱様式記載例」を参照のこと。
- イ 補助事業の概要(交付要綱様式第1号別紙1及び添付書類)
 - 「付録:交付要綱様式記載例」を参照のこと。

ウ見積書

・見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、補助事業 者が自ら作成すること。

- ・見積書は、II 8別紙1-1及び1-2 「見積書(記載例)」を参考に作成し提出すること。事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下の「見積書の作成及び確認留意点」を参照すること。
- ・見積書の記載されている費目が、Ⅱ 6の補助対象範囲・経費のいずれに合 致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省に相談する こと。
- 工 工事概要書(交付要綱様式第1号別紙2)
 - ・I C T地域のきずな再生・強化事業、被災地域ブロードバンド基盤整備事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業、災害に強い情報連携システム構築事業の場合に提出すること。ただし、災害に強い情報連携システム構築事業については、交付要綱第3条(6)アの事業のみを実施する場合は不要。
- オ 間接補助を行う場合、申請者である特定地方公共団体等の補助事業に関する規程又は要綱
 - ・規程又は要綱の様式については、総務省へ相談すること。
- カ 補助事業を連携主体が行う場合、次の資料
 - ・その連携主体を構成する全団体を列記したもの
 - ・申請書を提出する道県又は市町村が、連携主体の代表団体であることが確認 できるもの
- キ 口座設置届(Ⅱ 8-別紙2)
- ク 参考資料

必要に応じてア~キの補足説明資料(理由書等を含む)を添付のこと。

例)他事業との費用按分整理ペーパー(単独事業等と一体的に実施している場合)、 ○○○を当該事業で整備する理由(総務省から審査の際に求めることがある) 等

○見積書の作成及び確認留意点

- i 表紙
- (i)申請者名(代表者名)
- (ii) 日付
- (iii) 事業名(「平成○年度情報通信技術利活用事業費補助金事業」の表記があること) ii 内訳表
- (i) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (ii) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・補助対象、補助対象外の費目が細かくなる場合には、別表でまとめること。
 - ・○○一式△△円となっている場合は内訳表にその具体的な内容を記載すること。内訳表では○○一式という内容での記載は認められない。
- (iii) 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (iv) 同一事業者が複数地方公共団体を整備する場合、地方公共団体毎の物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した 資料を添付のこと。
- (v)機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。
 - 確認のポイント
 - →他事業者の相見積りを取る ※相見積りに際して取得した資料も添付のこと
 - →補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
 - →積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
 - →同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する
- (vi) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。 詳細は別紙1見積書を参照のこと。
- (vii) 工事費は、「単価×数量(人数、日数等)」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- (viii) 他事業との費用按分について
 - 他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、別紙1のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、当該マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- (ix) センター・局舎施設について
 - 新築の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と補助対象外との合築により整備される合築建物があり両方とも補助金で整備可能。センター・局舎施設の整備については、最低限必要な施設の補助事業費が対象経費となる。
 - センター・局舎施設(各部屋等)の使用目的を明確にすること。
- (x) 諸経費(共通費:共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等)については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- (xi) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること(補助対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること)。

見積書(記載例)

件名:平成〇〇年度 情報通信技術利活用事業費補助金 事業名:②ICT地域のきずな再生・強化事業

131,108,300円(消費税別途) 137,663,715円(消費税込)

消費税込の額を記載すること。

見込額 (全体)

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-2-34 (〇〇市) (〇〇市長 〇〇〇〇)

Ⅱ 8-別紙1-1

←見積書を作成した日付を必ず記入すること。

◎見積書は総括表(総合計を記載したもの)と機器の詳細がわかる内 訳書の2段階のものが必要 ②左記の見報書フォーマットを参考に作成すること(この様式は請求書 の総括表としても使用できる)必要事項があれば適宜項目を追加して よい

複数の市町村にまたがって、事業を行う場合は、市町村ごとに作成すること。また、そ の際は、別途総事業費が分かる総活表を作成し、表紙に添付すること。

	(本) 113,040,300円(消臭信/加座) 121,040,713円(消臭信/位)														FIXC、衣肌に放り 9			40,
【見積表 総括表	i)															(単位:円)	
頁番				全体					補助対象経費	t	,		ŧ	前助対象外部分	(一体施行工事)			
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考		←備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を
I	設備費																	記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。
(1)	設備の設置等に要する経費																	
(7	y) 送受信装置	1	式	4,260,000	4,260,000		1	式	4,260,000	4,260,000)				0			
(4	() 伝送路設備(光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等含む)	1	式	21,000,000	21,000,000		<u> </u>		20,000,000	20,000,000)	-	-	1,000,000	1,000,000			
(•;	r) 情報通信端末	20	台	500,000	10,000,000		20	台	500,000	10,000,000					0			←1式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないもの
(3	無線アクセス装置(衛星含む)				0					C)				0			は、「補助対象部分」及び「補助対象外部分」の数量の記載は
(オ	ジ 送受信アンテナ	1	式	22,000,000	22,000,000		1	式	22,000,000	22,000,000)				0			不要。
()) 送受信機(予備送信機含む)				0					C)				0			
(4	·) 機内伝送路	1	式	130,000	130,000		1	式	130,000	130,000					0			
(3	7) 電源設備(予備電源設備含む)	1	式	4,000,000	4,000,000		1	式	4,000,000	4,000,000)				0			
(4	-) 通信機能付き電力変換装置(発電·蓄電装置含む)				0					C)				0			
(:	(1) 鉄塔				0					C)				0			
(†	・) センター・局舎施設	1	式	6,000,000	6,000,000		1	式	6,000,000	6,000,000)				0			
(3	·) 外構施設				0					C)				0			
(7	() ヘッドエンド装置	12	台	50,000	600,000	一部補助対象外	-	-	400,000	400,000)	-	-	200,000	200,000			
(1	r) 取材用機器(予備装置・周辺機器を含む)	1	式	2,460,000	2,460,000			式	2,460,000	2,460,000					0			←総括表で『一部補助対象外』と記載の場合には、内訳書又
c	(r) 監視·観測装置	10	台	120,000	1,200,000		10	台	120,000	1,200,000)				0			は別表等で、どの機器が補助対象か補助対象外か分かるよう
(4	(2) 編集装置	1	式	6,000,000	6,000,000		1	式	6,000,000	6,000,000)				0			にすること。
(=	管理測定装置(監視機能を含む)				0					0					0			←同一の機器、材料、土地を補助対象目的以外にも利用する
(*	(1) 管理測定表示装置				0				-	0)				0			場合はその使用割合に応じて按分のうえ補助対象、補助対象
(=	・) その他事業を実施するために必要な経費				0					0)				0			
(2)	(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経緯費	1	式	720,000	720,000		1	式	720,000	720,000)				0			
(3)	(1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する	1	敷地	10,000,000	10,000,000				7,000,000	7,000,000		-		3,000,000	3,000,000 事業	外施設の取得	┧ᆮ	
(4)	経費(土地造成費を含む) 付帯工事費		式	31,205,000	31,205,000				20.145.000	20,145,000				11.060.000	11.060.000 事業		Ш	
+++	小計				119,575,000				+	104,315,000					15,260,000		1	ぞれに金額を記載し、補助対象と補助対象外と合計が一致してい
п	企画・開発費				110,070,000				+	101,010,000	1				10,200,000		-	るかを確認すること。
(1)	プログラム開発に係る役務費(設計を含む)	1	式	2,400,000	2,400,000			त्तं	2,400,000	2,400,000					0			
(2)	電子計算機使用料	<u>'</u>	24	2,400,000	2,400,000			14	2,400,000	2,400,000					0			
(3)	ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)	1	*	100,000	100,000			*	100,000	100,000					0			
(4)		•			360,000			l'							0			
	システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費		人日	12,000	,			人日	12,000						-			
(5)	その他事業を実施するために必要な経費	10	人日	12,000	120,000		10	人日	12,000						0		-	
++	小計				2,980,000	1			+	2,980,000)				0		-	
I	共通経費(附帯工事費)																-	←共通経費は設備費、企画・開発費双方に係るものを計上。
(1)	撤去費	100	人日	12,000	1,200,000		100	人日	12,000						0		4	
(2)	諸経費		1		7,353,300					7,353,300					0		4	
$+\!\!\!+\!\!\!\!+$	小計				8,553,300					8,553,300					0		1	
	合計				131,108,300					115,848,300					15,260,000			

	Ⅱ 8-別紙1-2
	←備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を
	記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。
	ー(矢印①)設置機器とそれに対する工事費(設置費等)が 計上されているかを確認すること。ただし、機器を購入して
	配置するだけで工事費(設置費等)がかからない場合もある
辶	ので注意のこと。 ←同一の機器、材料を按分する費目の「補助対象部分」、
	「補助対象外部分」について、芯線按分の場合等、数量、単位
	単価が記載不可能であれば記載不要。
	←単位を一式と記載する場合は内訳のわかる書類等を添付の
	こと。
	-
	-

←積算の根拠を記載すること。

や設直機器に		F1															(単位:
	ייוכי	ま) ほか(までも側束である。			全体					補助対象経費				補助対	象外部分(一体施行	工事)	(単位:
		項目	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
_		胶備費															
(1)		設備の設置等に要する経費															
(ア)		送受信装置															
	a	サーバー	2	台	2,000,000	4,000,000		2 台	ì	2,000,000	4,000,000						
	ь	r-9	2	台	30,000	60,000		2 台	ì	30,000	60,000						
		運営管理用PC	2	台	100,000	200,000		2 台	ì	100,000	200,000						
(1)		伝送路設備(光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等含む)															
		光ファイバケーブル	20,000	m	500	10,000,000		20,000 m	1	500	10,000,000						
		固定無線アクセス装置	20,000	対向	3,000,000	9,000,000		3 対	向	3,000,000	9,000,000						
		中継装置	1	台	2,000,000	2,000,000				1,000,000	1,000,000				1,000,000	1,000,000	
(ウ)		情報通信端末										<u>'</u>					
		サイネージ	20	台	500,000	10,000,000		20 台	ì	500,000	10,000,000						
(才)		送受信アンテナ															
		受信アンテナ	20		300,000	6,000,000		20 台		300,000	6,000,000						
		送信アンテナ	20		300,000	6,000,000		20 台		300,000	6,000,000						
		アンテナ支柱	40	本	250,000	10,000,000		40 本	ī.	250,000	10,000,000						
(+)		構内伝送路															
		LANケーブル	100		300	30,000		100 m	1	300	30,000						
		スイッチ	5	台	20,000	100,000		5 台	ì	20,000	100,000						
(ク)		電源設備(予備電源設備含む)											—			1	
\perp	a	受電設備(受電盤)	1		2,000,000	2,000,000		1台		2,000,000	2,000,000						
		電源設備(整流器)	1	台	2,000,000	2,000,000		1 台	ì	2,000,000	2,000,000		—			1	
(サ)		センター・局舎施設		_			NIT O O A IT										
-		床あげ工事		žt.	3,000,000	3,000,000		1 25		3,000,000	3,000,000						
(ス)		内装工事 ヘッドエンド装置	1	rt.	3,000,000	3,000,000	別添〇〇参照	1 15		3,000,000	3,000,000						
(A)					50,000	600.000	一部補助対象外			400.000	400.000				200.000	200.000	
(t)		チューナ 取材用機器(予備装置・周辺機器を含む)	12	п	50,000	600,000	一即補助対象が			400,000	400,000				200,000	200,000	
(12)		取付用機器(下端表面*周温機器を含む) ビデオカメラ	10	4	50,000	500,000		10 台		50,000	500,000						
$-\!$		र/१	10		100.000	1,000,000		10 3		100,000	1,000,000						
_		蜂會機器		台	70,000	210.000		3 台		70,000	210,000						
-	۰	照明		台	150,000	750,000		5 台		150.000	750,000						
(y)		監視・観測装置	,	0	130,000	730,000		3 0	'	130,000	730,000						
(2)		無比 %の改位 ライブカメラ	10	台	120,000	1,200,000		10 台		120,000	1,200,000						
(タ)		編集装置	10		120,000	1,200,000		10 E		120,000	1,200,000						
(2)		映像編集・収録機器	2	4	2.000.000	4.000.000		2 台	,	2.000.000	4.000.000						
-+-		音声編集・収録機器		台	1,000,000	2,000,000		2 台		1,000,000	2,000,000						
(2)		(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経緯費			1,122,122	2,111,111				1,000,000	-,,						
		現場調査費	30	人目	12,000	360,000		30 人	В	12,000	360,000						
-+		放計費		人目	12.000	360,000		30 Å		12.000	360.000						
(3)		(1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び連路の整備に要する経費(土地造成費を含む)															
		用地取得費	1	敷地	10,000,000	10,000,000		-	-	7,000,000	7,000,000		-	-	3,000,000	3,000,000 #	*業外施設の耳
(4)		付帯工事費															
		サーバー	2	台	500,000	1,000,000		2 台	ì	500,000	1,000,000						
		光ファイバケーブル	20,000		1,000	20,000,000		-	-	1,000	10,000,000		-	-	1,000	10,000,000 #	業外施設の2
		固定無線アクセス装置		対向	1,000,000	3,000,000		3 対	詢	1,000,000	3,000,000						
	d	中継装置	1	台	2,000,000	2,000,000	一部補助対象外	-	-	1,000,000	1,000,000		-	-	1,000,000	1,000,000 4	薬外施設の
		受信アンテナ	20	台	75,000	1,500,000		20 台	1	75,000	1,500,000						
		送信アンテナ	20		75,000	1,500,000		20 台	1	75,000	1,500,000						
	g	アンテナ支柱	40	本	1,250	50,000		40 本		1,250	50,000						
		LANケーブル	100		350	35,000		100 m	1	350	35,000						
				台	750,000	750,000		1 台		750,000	750,000						
	i	受電設備(受電盤)															
	j	受電設備(受電差) 電源設備(型流器)	1		750,000	750,000		1 台	1	750,000	750,000						
	j k	受電政債(受電差) 電源政債(型政債) テューナ	1 12	台	10,000	120,000		-	-	60,000	60,000		-	-	60,000	60,000 1	事業外施設の
	i j k	安電政策(安電量) 電源政策(受政策) フェーナ ライブから	1	台		120,000 500,000		1 台 - 10 台	-		60,000 500,000		-	-	60,000		事業外施設の
	i j k	安電政務(安電望) 電源設備(登波荷) デューナ ライブルアラ 小計	1 12	台	10,000	120,000		-	-	60,000	60,000		-	-	60,000	60,000 ¥	事業外施設の
	i j k	交電設備(受電量) 電路設備(受電量) ・ ライブルウ ・ 小計 企画 研究費	1 12	台	10,000	120,000 500,000		-	-	60,000	60,000 500,000		-	-	60,000		事業外施設の
(1)	i j k	受電政策(受電量) 電源設備(受電量) で選及機能を設備) ラニーサ ライブか/ラ 小計 金属 (販売費) プログラム開発に係ら役務要(協計を含む)	1 12 10	46	10,000 50,000	120,000 500,000 119,575,000		- 10 台	-	60,000 50,000	60,000 500,000 104,315,000		-	-	60,000		薬外施設の
(1)	i j k I	受電波曲(受電量) 電源設備(受速କ) テューナ ライブルラ 小計 全面・研究費 フロケム開発(係も受務費(設計を含む) データ返出用サーバログラム開発費	100 100	台台	10,000 50,000 12,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000		- 10 台		60,000 50,000 12,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000		-	-	60,000		事業外施設の3
(1)	i j k l l l l l l l l l l l l l l l l l l	受電影響(受電量) 電影器を設定的 ライブルグ 小計 企画 防泉費 プログラル開射(係必及器質(設計を含む) デログラル開射(係必及器質(設計を含む) 原金編集プログラム開泉費	1 12 10	台台	10,000 50,000	120,000 500,000 119,575,000		- 10 台		60,000 50,000	60,000 500,000 104,315,000			-	60,000		事業外施設の:
1)	i j k l l l l l l l l l l l l l l l l l l	交電放信(受電量) 電源設備(受速期) フニーナ ライブルタ 小計 企画 防機能 プログラム開発に係ら役務責(設計を含む) デーラ送出用サーバフログラム開発表 間機編集プログラム開発表 フンプシエ開系表質(ツインス質を含む)	1 1 12 10 100 100 100	合合 合	10,000 50,000 12,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000		- 10 台 100 人	- : :B	12,000 12,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000			-	60,000		事業外施設の
	i j k I l a a b	受電放射(受電車) 電影技術(設定前) デニーナ ライブカック ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 1 12 10 100 100 100	台台	10,000 50,000 12,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000		- 10 台	- : :B	60,000 50,000 12,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000		-	-	60,000		事業外施設の:
	i j k l l l l l l l l l l l l l l l l l l	交電設備(受電量) 電路接換(設定前) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 10 100 100	会 合 人 人 日 木	10,000 50,000 12,000 100,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000 1,200,000		- 10 台 100 人 100 人	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	12,000 100,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000 1,000,000		-	-	60,000		事業外施設の
(3)	i j k l l l l l l l l l l l l l l l l l l	受電放棄(受電車) 電源設備(受電車) ・ 電源機能を減額 ・ フーナー フィブル/タ ・ 小計 ・ 企画 搭映機 プログラム開発に係ら役務費(設計を含む) デーラ返出用サーバフログラム開発費	10 10 100 100	合合 合	10,000 50,000 12,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000		- 10 台 100 人	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	12,000 12,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000		-	-	60,000		事業外施設の
(3)	i j k I I a a b a a	受電設備(受電量) 電影技術(受電車) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 12 10 10 100 100 100 100 30 30	台 台 人 日 本 人 人 日	10,000 50,000 12,000 12,000 100,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000 1,200,000 100,000		100 Å		12,000 10,000 12,000 10,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000 100,000		-	-	60,000		事業外施設の
(3)	i j k l l l l l l l l l l l l l l l l l l	東電散機(受電量) 電影技術(受電量) 電影技術(受電機) フログラル開発(基金) フログラル開発(エアーンア・ルを機)に伴い必要な専用に要する経費 デージ送出用サーバンネアル展開(学のア・スタール開発) での地事業を実施するために必要な経費 関係したデージ出用サーバフログラムア・水用用	1 12 10 10 100 100 100 100 30 30	会 合 人 人 日 木	10,000 50,000 12,000 100,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000 1,200,000 100,000 360,000		- 10 台 100 人 100 人		12,000 100,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000 100,000 360,000 120,000		-	-	60,000		事業外施設の
(3)	i j k l l a b a a a	・電影響・登武者(英電祭) 電影技術・登武者(英電祭) ・ スーナ ・ フィフカク ・ フィフカク ・ アスーナ ・ フィフカク ・ アスーナ ・ アスーナ ・ アスーナ ・ アスーナ ・ アスーカ ・ アスー	1 12 10 10 100 100 100 100 30 30	台 台 人 日 本 人 人 日	10,000 50,000 12,000 12,000 100,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000 1,200,000 100,000		100 Å		12,000 10,000 12,000 10,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000 100,000		-	-	60,000		*案外施設の
(3)	i j k l a b a	受電設備(受電量) 電影技術(受電車) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	台 台 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	10,000 \$0,000 12,000 12,000 100,000 12,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000 1,200,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000		- 10 6 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		12,000 12,000 12,000 12,000 10,000 12,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000 100,000 360,000 120,000 2,980,000			-	60,000		5案外施設の3
(3)	i j k l l a b a a a a	東電歌館(美電館) 電影線の管理器 ・ スープ ・	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	台 台 人 日 本 人 人 日	10,000 50,000 12,000 12,000 100,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000 1,200,000 100,000 360,000		100 Å		12,000 10,000 12,000 10,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000 100,000 360,000 120,000				60,000		*案外施設の
	i j k I a b a a a a	受電設備(受電量) 電影技術(党武者) フェーナ フ・オフカク ハキナ と音・研究費 フログラム開発(係ら投資表(設計を含む) データ送出用サーバフログラム開発費 組像磁集プログラム開発費 可修業編集アンア・アボストで(イセンス費を含む) 管理機無アンア・アボストで(イセンス費を含む) 管理編集アンア・アボストで(イセンス費を含む) をでは、アントウエア組入費(イセンス費を含む) 管理編集アンア・アボストで、クラム発費 レステムの工作を集・要求仕様型の作成等のシステム整備に何い必要な事務に要する経費 セステムの工作を集・要求仕様型の作成等のシステム整備に何い必要な事務に要する経費 研究したデータ出出用サーバフログラムテスト費用 小計 ル連接費(附帯エ事業) 販売費	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	台 台 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	10,000 \$0,000 12,000 12,000 100,000 12,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000	一部植物对象外	- 10 6 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		12,000 12,000 12,000 12,000 10,000 12,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000 1,000,000 2,980,000 1,200,000		-		60,000		東外施設の3
(3)	i j k l l a a b a a a a a	東電歌館(美電館) 電影線の管理器 ・ スープ ・	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	台 台 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	10,000 \$0,000 12,000 12,000 100,000 12,000	120,000 500,000 119,575,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000		- 10 6 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		12,000 12,000 12,000 12,000 10,000 12,000	60,000 500,000 104,315,000 1,200,000 1,200,000 100,000 360,000 120,000 2,980,000			-	60,000		東外施設の

平成 年 月 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

氏名 印

下記のとおり口座を設置 (開設) したので届けます。

		変更の場合は旧債主コードを記入										
届出区分 (該当に○印)	新規・変更	旧債主コー	ド									
	フリガナ											
口座名義	氏 名											
	郵便番号 フリガナ											
住 所	漢 字											
銀行等名称		銀行 金庫 農協			Ė	出張所						
預金種別 (該当に○印)	①普通預金()	総合口座)	②当座	座預金	③通知	預金	④別段預金					
口座番号	銀行	番号 —	支	反店番号	_	口座社	番号					
	職員			局		課	(室)					
所 属	委員等											
	法 人											

[※]太枠内を記入ください。

10. 書類の提出

書類の提出は、<u>正本1通に副本1通、CD-R(1枚)等の電子媒体</u>を添えて、<u>申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局長あて</u>提出すること。ただし、平成24年度予算に係る被災地域情報化推進事業の申請書類提出先は、復興庁又は復興局となります。詳しくは、総務省HPの平成24年3月15日付報道発表<u>『東日本大震災復興対策「被災地域情報化推進事業」申請受付開始』</u>をご参照ください。

詳細についてはⅡ. 10別紙を参照すること。特に、電子ファイルについては、Ⅱ. 10別紙のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

(提出先)

(北海道)

北海道総合通信局情報通信部情報通信振興課

〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1

札幌第1合同庁舎12F

担当:鈴木、窪田

電話:011-709-2311(内 4717)/FAX:011-709-2482

e-mail: mitsugu-suzuki@soumu.go.jp@soumu.go.jp

satoshi-kubota@soumu.go.jp

(茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県)

関東総合通信局情報通信部情報通信振興課

〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1

担当: 久保田、斉藤

電話:03-6238-1694/FAX:03-6238-1699

e-mail: kanto-suisin@soumu.go.jp

(青森県、岩手県、宮城県、福島県)

東北総合通信局情報通信部情報通信振興課

〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23

仙台第2合同庁舎

担当:生亀、稲村、増森、小松

電話:022-221-0711/FAX:022-221-0613

e-mail: seibi-toh@ml. soumu.go.jp

(新潟県、長野県)

信越総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室

〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎

担当: 舟見 小出

電話:026-234-9973/FAX:026-234-9999

e-mail: shinetsu-chiikishinko@soumu.go.jp

平成23年度3次補正予算「被災地域情報化推進事業」 (情報通信技術利活用事業費補助金) 提出書類一覧表

以下の書類を平成24年2月9日(木)までに管轄する総合通信局に提出してください。

以下の書類を平成	<u> </u>	<u>9日(木)</u> までに			ください。
		《红·甘 /士	電子フ	アイル	
提出 書 類	書式	紙媒体 ※ 1	ファイル名 ※ 2	7ァイル形式 ※3	注意事項
交付申請書 (様式第1号)	交付要綱 様式第1号	・公印を押印した 申請書の原本を 提出 ・ A4 版片面印刷	○○10 申請	MS-Word	・別紙(交付金事業の概要)を必ず添付 ・プリントアウトした時に A4版 2枚となるよう調整
様式第1号 別紙1	交付要綱 様式第1号 別紙1		○○11 別紙	MS-Word	
様式第1号 別紙1 に定める添付書類	様式適宜	・様式適宜	○○20 添付 01 ○○20 添付 02 …	任意	
見積書	様式適宜 (本マニュ アルI 8 別紙1-1 及び1-2 参照)	・様式適宜 ・写し可	○○30 積算 01 ○○30 積算 02 ・ ・	MS-Word、 MS-Excel、 MS-Power Point、 Adobe PDF 等	 ・書類の右肩に<u>資料番号</u>を記載 ・資料番号は、ファイル名の番号と一致。 ※○○30 積算 01 ← 77 イル名の番号
工事概要書 (必要な場合)	交付要綱 様式第1号 別紙2		○○40 工事	MS-Word	
間接補助規程又は要綱	様式適宜	• 様式適宜	○○60 間接	任意	
連携主体の構成団体一 覧	様式適宜	• 様式適宜	○○70 連携	任意	
連携主体の代表承認書	様式適宜	・公印を押印した 申請書の原本を 提出	○○71 連携	Adobe PDF 等	・申請主体が <u>連携主体</u> の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャ ンしたもの ・代表団体以外の構成団体が押印 ・1団体につき1枚でも、全構成 団体で1枚でも可
口座設置届出書	様式適宜 (本マニュ アルII_8 別紙2参 照)	・押印した申請書の原本を提出	○○80 口座	MS-Word	
参考資料					

^{※1} すべてA4版で提出すること。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例: 総務市 10 申請. doc

※3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**

^{※2} ファイル名の赤字部分は【申請主体名】とする。申請主体名は略称で可。

Ⅲ 交付決定

1 交付先の決定方法

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- 交付要綱第3条第1項各号に規定する補助事業の定義に合致すること
- 計画・方向性が固まっているものであること
- 技術上・制度上実現可能なものであること
- 事業の適切な運営体制が構築できるものであること
- 費用対効果の高いものであること
- 特定地方公共団体以外の地方公共団体の課題解決を目的としたものでないこと
- 需要調査等の結果から、事業の必要性及び規模の適正性が認められるもの

2 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

3 申請内容の確認・採択・修正

総務省は、審査結果を総合通信局を経由して、申請者あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、申請者と総務省との間で調整の上、修正等を行うことがある。

4 交付手続き

(1) 交付決定通知書の送付(交付要綱第7条)

交付決定を行う案件については、交付額を決定し、申請者に対して交付要綱様式第 2号により交付決定通知書を送付する。

(2) 補助事業の対象経費(交付要綱第4条、別表)

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、交付要綱別表で定められた費目について補助金の支払いを受けることができる。(補助対象経費については、II. 7を参照のこと。)

(3) 補助事業内容の変更(交付要綱第9条)

交付決定通知書を受けた後、補助事業の内容を変更するときは、交付要綱様式第4 号により総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更に あってはその限りではない。

(4) 補助金の支払い(交付要綱第14条)

補助金は、交付決定内容に係る通知書に定められた使途以外への使用は認めない。 また、補助金は原則として、事業終了後速やかに交付要綱様式第9号により実績報告 書の提出を受け、交付要綱様式第10号により交付額を確定した後、交付要綱様式第 11号により精算払いにより支払う。

5 事業の実施

(1) 取得財産の取扱(交付要綱第18条、第19条、第20条)

取得財産等については、取得財産等管理台帳によって管理すること。また、補助金 事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその 効率的な運用を図らなければならない。

総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)別表に定める処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ 大臣の承認を受けなければならない。

(2) 取得の処分による収入の納付(交付要綱第18条、第19条、第21条) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その 収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

6 報告

(1) 状況報告(交付要綱第11条)

交付先においては、補助事業の進捗状況及び収支の状況について確認するため、状況報告を求めることがある。また、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、交付要綱様式第8号の様式により総務省に報告を行うものとする。

なお、東北地域医療情報連携基盤構築事業、被災地就労履歴管理システム構築事業 費補助事業又はスマートグリッド通信インタフェース導入事業において間接補助事業 を行う者の公募を行った場合は、その申請受付期間終了後速やかに、応募されたすべ ての交付申請書の写しを管轄の総合通信局に提出すること。

(2) 実績報告(交付要綱第12条)

交付先は、補助事業が完了したときは、すみやかに交付要綱様式第9号により実績報告書を総務省に提出しなければならない。

Ⅳ 交付決定後について

1 契約について

補助事業者又は間接補助事業者が補助事業又は間接補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業又は間接補助事業等を行うように努めるとともに、補助事業又は間接補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。

補助事業の各種契約(委託契約・請負契約等)の締結日は、総務省の交付決定通知日 以降であり、単年度契約でなければならない(交付決定日より前に締結された契約につ いては、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない)。

契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、地方自治法施行令第167条又は同条の2の各号に掲げる場合のみとし、その理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にするとともに、適正かつ公平な契約を行うこと。

間接補助事業者が間接補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に準じ、適正かつ公平な契約を行うこと。

例:不適当な契約事例

① 交付決定を受けた A 市で補助事業の要件を満たす事業の一部を実証実験として 既に実施している B 社に対し、最も効率的に事業を実施することができることを 理由に、A 市が B 社と随意契約を行った

(不適当な理由) B 社が、A 市で既に実証実験を行っていたことをもって A 市が B 社と随意契約を結ぶことは、「恣意的な調達先の選定」、「利害関係者への発注」といった観点から問題である。複数社が入札できる環境を設けた上で、一般競争入札を行うことが必要である。

② 入札を行うことを広く一般に周知せず、複数社から見積書を入手し、最低価格の業者と契約を締結した

(不適当な理由)上記の手続きは、「随意契約」に該当するものであり、一般競争入札を活用できない明確な理由がない場合は、入札を行うことを広く周知した上で、一般競争入札を行うことが必要である。

2 計画変更等について

(変更等の承認)

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。
 - (2)補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画 変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又 は条件を付すことができるものとする。
- 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様 式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に 掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、そ の承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が 交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとす る。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計

算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

(1) 計画変更承認が必要な内容

- ア 事業費の額の20%を超える額の減額
 - ・事業内容の変更より事業費が減額となるもの。入札のみによる減額は当てはまらない。
- イ 事業内容を変更するとき
 - ・当初の交付決定の目的(申請書記載の補助事業の目的)を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

なお、交付要綱様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類(様式については申請書に倣うこと)を確認すること。

(2)軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に相談すること。 また、実績報告の際にも以下の書類を添付すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- 変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料(新旧対照表)
- ・見積書については申請時と変更後の相違表(V 1 別紙 5-1 及び 5-2 支出 総括表差異表参照)
- ・申請時と変更後の図面

なお、軽微な変更として認められない事例については以下のとおり。

- サービスエリア変更
- ・サービスメニューの変更(例:FTTH (通信) →FTTH (通信・放送)等)

(3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

(4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了日とは、直接補助案件であれば工事の検査を完了した日を、間接補助案件であれば補

助事業者が補助金の支払いを完了した日を指す。

(5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第17条、帰すことのできない場合には 適正化法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き (入札差金の調査・報告)

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の 把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うも のとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告すること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第11条に基づき様式第8号による 入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

なお、間接補助を行う場合にあっては、補助事業者は間接補助事業者に対して同様の 手続きを取ること。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申し出(IV 3 -別紙1)の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知(IV 3 - 別紙2)を発出する。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き (例:実績報告) における申請額は全て変更後の額を 用いること。

Ⅳ 3 一別紙 1

番 号 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1)

印

平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金交付決定額変更申出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条第1項の規定により、交付決定額の変更を受けても事業執行に支障がないので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 変更後の受けようとする補助金の額は、金 , 円
- 2 変更前及び変更後の内訳は次のとおり。(注2)

(千円)

	経	費	区	分		変	更	前	変	更	後
設備費											
経費の配分	企画・開発費										
分			合計								

(注1)連携主体にあっては、

「連携主体(○○市、○○町・・・及び○○村)代表

市町村長印

と記載すること。

(注2) 東北地域医療情報連携基盤構築事業 (イ 法人又は協議会等に助成するもの)、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業 (イ 法人又は協議会等に助成するもの)の場合は、以下のように記載すること。

(千円)

		(1 , 1 , 7)
経費区分	変更前	変更後
助成費		

Ⅳ 3 一別紙2

番 号 年 月 日

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 殿

総務大臣印

平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金交付決定額変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申し出のあった平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条第1項の規定により下記のとおり交付決定額を変更したので通知する。

記

- 1 補助金の交付決定額は、金 , 円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。(注2)

(千円)

								(1)
	経 費 区 分	3	変	更	前	変	更	後
級	設備費							
経費の配分	企画・開発費							
分 	合計							

(注1)連携主体にあっては、

「連携主体(○○市、○○町・・・及び○○村)代表

市町村長印

と記載する。

(注2) 東北地域医療情報連携基盤構築事業 (イ 法人又は協議会等に助成するもの)、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業 (イ 法人又は協議会等に助成するもの) の場合は、以下のように記載する。

(千円)

		(113)
経費区分	変更前	変 更 後
助成費		

V 実績報告事務マニュアル

1 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告書(以下、報告書という。)は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

(2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかを確認するため、できる限り補助事業を実施した事実 を目視すること。

また、整備した機器は必ず「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金事業」と表示されているかどうか確認すること。

注1:表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。(幹線ケーブル等は表札 等で適宜表示)

注2:実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実に反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

□報告書の作成のポイント

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。 交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

- イ 補助事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の 内容のとおり事業が完了しているか。(あらかじめ承認を得ていない変更は認められ ないため、当該変更部分は補助対象外となる。)
- ウ 請求書(領収書)の内容は適正か(V 1-別紙1参照)。
- エ 添付図面は事実を的確に示しているか(V 1-別紙2参照)。
- オ 写真では、図面と整備した機器が一致しているか (V 1 N) 別紙 3 参照)。

(3)提出書類

報告書は次の順に編さんすること。

- ① 報告書(交付要綱様式第9号)
- ② 支出総括表及び支出内訳表 (V 1-別紙4-1及び4-2参照)
- ③ 支出総括表差異表 (V 1-別紙5参照)
- ④ 工事請負契約等に係る総括表 (V 1-別紙6参照)
- ⑤ 実施した事業の概要が把握できる図面等 (V 1-別紙2参照)
- ⑥ 口座設置届(交付決定時と変更がある場合のみ)
- ⑦ 調達を行った場合は、その事業者(以下、単に業者)との契約書の写し

- ⑧ 業者からの請求書又は同領収書の写し(その算出内訳が分かるものを含む)(V1-別紙1)
- ⑨ 検査調書及びそれに類する書類の写し
- ⑩ IRU等によりサービスが行われる(見込みの)場合、当該サービス実施を証する書類
- ① 完成写真(V 1-別紙7参照)
- ② 契約先選定に関する書類(競争的選定を行った場合:一連の契約手続きを示す書類、随意契約の場合:選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類)
- 注1 報告書の内容、申請時の事業の目的・概要、請求書(内訳)、添付図面等は内容 を必ず一致させること。
- 注2 補助事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。 また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

(4) 提出方法

補助事業が完了した日¹から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに管轄の総合通信局へ「(3)提出書類」に掲げる書類を提出すること。(但し、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。)

(5) 実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容の審査を経て総務省から「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金の額の確定通知書」が送付された際には、速やかに「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金精算払請求書」(交付要綱様式第11号)を提出すること。

¹ 事業が完了した日:交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき(補助対象工事の竣工時=地方公共団体が工事の検査を完了した日)。

2 経理等について

(1)補助金の支払い

総務省から額の確定通知書により補助金額が通知される。これを受けて特定地方公共 団体等は、要綱第14条第2項に定める「平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助 金精算(概算)払請求書」(様式第11号)を、総合通信局を通じて提出すること。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

(2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

特定地方公共団体等において、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第16条の規定により「平成〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」(様式第12号)を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の地方公共団体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

(3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること(V 2一別紙参照)。

また、各物品には、必ず「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金事業」等の表示(適宜のラベルを機器に直接貼付)を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

(5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換 し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談をすること。 (詳細については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について等を参照。)

請求書(領収書)の審査について

1 はじめに

交付要綱の様式第9号では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出した申請書に添付した見積書の内訳表と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、II 9の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

- 2 請求書(領収書)の内容について
- (1) 留意事項(以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。)
 - ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したもの とすること。
 - イ 請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。内訳については、補助事業と他事業の費用按分等が分かる工事請負契約等に係る総括表(V 1 別紙 6)と交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かるものとする。(V 1 別紙 5 1 及び 5 2 を参照)
 - ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。
- (2) 確認すべき内容

基本的には交付申請時に倣って確認するのこと。但し、以下の項目については、特に注意すること。

- イ 積算内容が適正か。
 - ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
 - ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないか どうか確認すること。
 - →機器類の金額(単価)が異常に高くなっていないか。
 - →管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。
 - →○○一式△△円となっている場合、その内訳を明示すること。
- ウ 記載内容に誤りはないか。
 - ① 項目別経費一覧

請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 請求書かがみ

- ・事業者名 (代表者名、印も必要)
- ・日付(請求日は事業者が地方公共団体へ実績報告を提出する日以前となっていること。)
- ・工事名(「平成○年度情報通信技術利活用事業費補助金」の表記があること。)

③ 請求内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、 段階に分けて小計、合計を明示すること。(見出し番号を付記し、数字の流れ をわかりやすくすることが望ましい。)
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
- エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認すること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類について、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

添付図面の構成及び留意点について

1 考え方

添付図面は、補助事業の内容を把握できるものとする。詳細なものは必要ない。添付図面には「図面名」「凡例(印、色等の説明書き)」等を必ず記載し、補助事業対象となる部分を色分けすること。確認にあたっては、II 9の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

※第○期工事等と複数の工期がある場合、当該補助事業にて整備する部分がわかるようにすること。

2 構成及び留意点

添付図面は、ネットワーク構成図、システム概要図で構成すること。

(1) ネットワーク構成図

補助事業により整備される情報通信ネットワーク(有線・無線)のエリア、センター・局舎施設等を色でマークすること。その際は、必ずセンター・局舎(サブセンター)の位置を記入すること。

- ① 光ファイバ、無線等の整備
 - ・5万分の1程度の地図で、今回の補助事業によりサービスを行うことのできる エリアを色でマークする。(整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更して よい。)
 - ・光ファイバ、無線等ネットワークの敷設状況、ノードの配置等が把握できるも のとすること。
 - ・公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。
- ② センター・局舎施設の整備
 - ・センター・局舎施設の新築・改築等をする場合、その状況がわかるようにする こと。
 - ・他の事業との合築の場合、それがわかるように表示する。
- ③ ネットワーク機器等の設備
 - ・機器の設置状況がわかる図面
- ④ 情報通信端末等の設置
 - ・設置状況がわかる図面
- ⑤ 用地・道路の整備
 - ・購入する用地全体がわかる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、 その用地が必要最低限であることを示すこと。
- (2) システム概要図
 - ① 光ファイバ、無線等の整備

- ・ヘッドエンド系統図
- ・光ファイバ、無線等ネットワーク系統図(芯線数(使用芯線数/敷設芯線数)、 距離がわかるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かる ようにすること。
- ※FTTHのうち、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、 また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャまで把握で きるものとする。
- ※HFC等における同軸系統図の提出は不要とする。
- ② センター・局舎施設の整備
 - ・建物内のレイアウトを表示。(室名も記載。)
- ③ ネットワーク機器等の設備
 - ・システム系統図等その他必要な図面
- ④ サーバ・端末等の設置
 - ・システム系統図等その他必要な図面

添付写真について

1 作成の考え方

補助事業により整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、しるしをつけること。工事用黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、可能な限り現地確認を 行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

(2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の 見出しに入れること。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在し て写っている場合は、どの機器かがわかるように、クリアシートの上、若しくは写真 に油性サインペン等で囲むこと。

(3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号あるいは撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

(1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影してください。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、補助事業により整備した機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、しるしをつけること。

(2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

すべての機器について写真を撮る必要はない。新設又はエリア拡大の場合、HFCについては最長又は最多段、FTTHについては最長すべての幹線及び分配線に接続されている機器・ケーブル等のみで構わない。(但し、学校、公共施設への引き込については、すべて写真をとること。)

- ア 単価50万円以上の機器 地面から空中に架けられている全景+機器の拡大写真
- イ 単価50万円未満の機器 地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。
- ウ ケーブル本体 アンプ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケ ーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル(電柱部分)を撮影すること。
- (3) センター・局舎施設、用地等について

センター・局舎施設については、工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等の取得があった場合は、工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

〒000-0000 00県00市001-2-34 (〇〇市) (〇〇市長 〇〇〇〇)

13,335,000

←支出総括表を作成した日付を必ず記入すること。

(単位:円) 備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を 記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。 ←黄色い行は申請時の見積もりの内容から変更のあった項 目を明示したものであり、実際に作成頂く際の色づけは不要。 ←1式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないもの は、「補助対象部分」及び「補助対象外部分」の数量の記載は ─総括表で『一部補助対象外』と記載の場合には、内訳書又 は別表等で、どの機器が補助対象か補助対象外か分かるよう にすること。 ←同一の機器、材料、土地を補助対象目的以外にも利用する 場合はその使用割合に応じて按分のうえ補助対象、補助対象 外それぞれに金額を記載すること。 ←同一の機器、材料、土地を補助対象目的以外にも利用する場 合はその使用割合に応じて按分のうえ補助対象、補助対象外それ ぞれに金額を記載し、補助対象と補助対象外と合計が一致しているかを確認 一共通経費は設備費、企画・開発費双方に係るものを計上。

(△記号等は使用しないこと) 5百万円の出精値引きの場合、

件名:平成〇〇年度 情報通信技術利活用事業費補助金 事業名:②ICT地域のきずな再生・強化事業 ◎総括表(総合計を記載したもの)と機器の詳細がわかる内訳書の2段階の ものが必要 複数の市町村にまたがって、事業を行う場合は、市町村ごとに作成すること。また、そ の際は、別途総事業費が分かる総活表を作成し、表紙に添付すること。 122,886,940円(消費税別途) 129,031,287円(消費税込) 請求額 (全体) 消費税込の額を記載すること。 全体 補助対象経費 補助対象外部分(一体施行工事) 項番 数量 単位 単価 金額 備考 数量 単位 単価 金額 備考 数量 単価 金額 備者 設備費 設備の設置等に要する経費 (ア) 送受信装置 1 🕏 4 220 000 4 220 00 4 220 000 4 220 0 (イ) 伝送路段備(光雷変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置集合む) 1 式 21 000 000 21 000 000 20 000 000 20 000 000 1 000 000 1 000 00 (ウ) 情報通信端末 20 台 500,000 10,000,000 (エ) 無線アクセス装置(衛星含む) (オ) 送受信アンテナ 20,000,00 20,000,000 20,000,00 (カ) 送受信機(予備送信機含む) (キ) 機内伝送路 1 式 124,000 124,000 (ク) 電源設備(予備電源設備含む) 4,000,000 4,000,000 4,000,000 (ケ) 通信機能付き電力変換装置(発電・蓄電装置含む) (サ) センター・局舎施設 1 式 6.000.000 6.000.000 6.000.000 6.000.000 (シ) 外構施設 (ス) ヘッドエンド装置 12 台 50,000 600,000 400.000 400.000 200,000 200,000 (セ) 取材用機器(予備装置・周辺機器を含む) 1 式 2,460,00 2,460,000 (ソ) 監視・観測装置 120,000 1,200,000 1,200,00 (タ) 編集装置 5,700,000 5,700,000 (チ) 管理測定装置(監視機能を含む) (ツ) 管理測定表示装置 (テ) その他事業を実施するために必要な経費 (1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経緯費 720 000 720.000 720,000 720.000 (1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する 経費(土地造成費を含む) 1 式 3.000.000 3.000.000 事業外施設の取得 10.000.000 10.000.000 7.000.000 7.000.000 付帯工事費 1 式 (4) 26.035.00 26.035.000 設備の設置等に関する経費小針 112,059,000 12,700,000 99.359.000 設備の設置等に関する経費出精値引き 7.676.000 5.116.00 2,560,00 5,602,950 4,967,950 635,000 設備の設置等に関する費用計(消費表込) 117,661,950 104,326,950 13,335,000 п 企画·開発費 プログラム開発に係る役務費(設計を含む) 2,160,000 2,160,000 2,160,000 2,160,000 (2) 電子計算機使用料 ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む) 1 本 100 000 100 000 100 000 100 000 システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費 30 人日 30 人日 12 000 360 000 12 000 360 000 10 人日 10 人日 その他事業を実施するために必要な経費 12 000 120 000 12 000 120 000 企画・開発費小計 2,740,000 2,740,000 企画・開発費出精値引き 240,000 240,000 消費税 137,000 137,000 企画開発量計(消費税込) 2,877,000 2,877,000 共通経費(附帯工事費) 撤去費 100 人日 1,200,000 100 人日 12,000 1,200,000 諸経費 6 887 940 6 887 94 共運経費小計 8 087 940 8 087 940 共通経費出籍値引き 消費税 404.397 404.397 共運經費計(消費税込) 8,492,337 8,492,337

115,696,287

129,031,287

合計(製込)

【支出総括表 内駅表】 ※##が性機能についてはACはでも所である。											(単位:円	4)						
項番		項目	数量	単位	全体	金額	備考	数量	単位	補助対象程費 単価	全額	備考	数量	補助 単位	対象外部分(一体施行 単価	工事) 金額	備考	1
I		投機費																1
(1)		設備の設置等に要する経費 送受信装置																4
		サーバー	2	台	2,000,000	4,000,000		2	th	2,000,000	4,000,000							1
	ь	ルータ 運営管理用PC	2	±	30,000 80,000	60,000 160,000		2	ti ti	30,000 80,000	60,000 160,000							4
(4)	•	極高智速所で 伝送路設備(光電変換装置、光成端架、中線装置及び分岐装置等含む)			80,000	160,000			a	80,000	160,000							1
		光ファイパケーブル	20,000	m	500	10,000,000		20,000	m	500	10,000,000							1
++-		国定無線アクセス装置 中継装置	3	台	3,000,000 2,000,000	9,000,000 2,000,000		- 3	对向	3,000,000 1,000,000	9,000,000				1,000,000	1,000,000		+
(ウ)		情報通信端末																1
(#)		サイネージ 正学原プンテナ	20	台	500,000	10,000,000		20	ti	500,000	10,000,000							1
(オ)		送受信アンテナ 受信アンテナ	20	o de	300,000	6,000,000		20	ti	300,000	6,000,000							4
	ь	送信アンテナ	20	台	300,000	6,000,000		20	台	300,000	6,000,000							1
(年)	c	アンテナ支柱標内伝送路	40	*	200,000	8,000,000		40	*	200,000	8,000,000							4
(47)	a	MYIAZIN LANケーブル	80	m	300	24,000		80	m	300	24,000							ł
	ь	スイッチ		台	20,000	100,000		5	台	20,000	100,000							1
(9)		電源投機(予備電源投機含む) 受電投機(受電鍵)	,	to	2.000.000	2.000.000		1	ti	2,000,000	2,000,000							1
		電源技術(整流器)	,	à	2,000,000	2,000,000		1	台	2,000,000	2,000,000							1
(#)	Ļ	センター・局舎施設 採売げ工事		at a	3,000,000	3,000,000	別海〇〇参照		at .	3,000,000	3,000,000							4
++-		内装工事	,	at.	3,000,000	3,000,000	別海〇〇参照	1	n. at	3,000,000	3,000,000							1
(ス)		ヘッドエンド装置																1
(tr)		チューナ 取材用機器(予備装置・周辺機器を含む)	12	t th	50,000	600,000	一部補助対象外	-	-	400,000	400,000		-	-	200,000	200,000		4
	à	ビデオカメラ	10	台	50,000	500,000		10	÷	50,000	500,000							j
		र/0		*	100,000	1,000,000		10	*	100,000	1,000,000							1
++	d	銀音機器 個明	3	t the	70,000 150,000	210,000 750,000		3	fi fi	70,000 150,000	210,000 750,000							4
(y)	Ė	監視・観測装置				,					,							1
		ライブカメラ	10	台	120,000	1,200,000		10	台	120,000	1,200,000							1
(9)		編集故图 快像編集·女娃機器	2	±	1.850.000	3,700,000		2	*	1,850,000	3,700,000							1
	ь	音声編集·収録機器	2	á	1,000,000	2,000,000		2	ti	1,000,000	2,000,000							1
(2)		(1)に現げるもののほか、付客施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経緯費	-	1.0	12.000	360.000		-	人日	300.000	350,000							4
+		现場開查費 設計費		人日	12,000	360,000 360,000			人日	300,000	360,000 360,000							┨
(3)		(1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)																1
(4)		用地取得費 付索工事告	,	敷地	10,000,000	10,000,000		-	-	7,000,000	7,000,000		-	-	3,000,000	3,000,000	事業外施設の取得	4
- (4)		サーバー	2	t	500,000	1,000,000		2	ti	500,000	1,000,000							1
	Ø	光ファイバケーブル	20,000	m	800	16,000,000		-	-	800	8,000,000		-	-	800	8,000,000	事業外施設の工事	1
	c d	国定策線アクセス装置 中継装置	3	対向	1,000,000	3,000,000	一部補助対象外	3	対向	1,000,000	3,000,000			_	440,000	440,000	事業外施設の工事	-
		受信アンテナ	20	台	75,000	1,500,000	PERMITTER	20	ti	75,000	1,500,000				440.00	440,000	**///CXV/_*	1
			20	台	75,000	1,500,000		20	ti	75,000	1,500,000							1
++-	g h	アンサナ支柱 LANケーブル	100)本)m	1,250 350	50,000 35,000		100	本 m	1,250 350	50,000 35,000							+
	i	受電技備(受電盤)	1	á	750,000	750,000		1	ti	750,000	750,000							1
		電源技術(整流器)	1	台	750,000	750,000		1	ti	750,000	750,000							4
++-		チューナ ライブカメラ		台	10,000	120,000 500,000	一部補助対象外	- 10	÷	60,000 50,000	60,000 500,000		-	-	60,000	60,000	事業外施設の工事	1
		激性の数型等に関する極度小計				112,059,000					99,359,000					12,700,000		1
		象像の数数等に関する最後出験性引き				7,676,000					5,116,000					2,560,000		1
		用表現				5,602,950					4,967,950					635,000		1
		後者の後世等に関する受用針 (消費利込)				117,661,950					104,326,950					13,335,000		1
11		企画・開発費					-											1
(1)		プログラム開発に係る役割費(設計を含む) データ送出用サーバフログラム開発費	80	人日	12,000	960,000		80.	人日	12,000	960,000							ł
		画像編集プログラム開発費	100	人日	12,000	1,200,000		100	人日	12,000	1,200,000							1
(2)	F	ソフトウェア隊入費(ライセンス費を含む)		+					+	100,000								4
(3)		音響編集用ソフトウェア購入費 システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費	,	Φ.	100,000	100,000		1	*	100,000	100,000			-				1
		データ送出用サーバシステム整備に伴う要件定義・要求仕株書等作成の為の事務経費	30	人日	12,000	360,000		30	人日	12,000	360,000							1
(4)	H.	その他事業を実施するために必要な経費		人日	12,000	120,000			人日	12,000	120,000							4
		開発したデータ送出用サーバブログラムテスト費用 企画・開発度小計	10	7.1	12,000	120,000 2,740,000		10	^d	12,000	120,000 2,740,000							1
		全国・開発表化物能引き				240,000					240,000							1
		京教				137,000					137,000							┨
		全国開発責計(清査報込)				2,877,000					2,877,000							1
ш	L	共通経費(所等工事費)				2,2.1,200												1
(1)		撤去費	100	人日	12,000	1,200,000		100	人日	12,000	1,200,000							1
(2)		勝経費 一般管理費	-			6,887,940					6,887,940							4
	- 本日性及 典 温能費小計					8,087,940					8,087,940							1
													1	 	1			4
		共高級政治教徒引き				0			l	l	0							1
		共高級安山等位引き 州党領				404,397					404,397							$\frac{1}{2}$
						404,397 8,492,337					0 404,397 8,492,337							-
		用我领														13,335,000		_

	V 1-別紙4-2
備考欄:	には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を
記載するこ	と、必要があれば別紙扱いとしてもよい。
	Tは中語詩の見積もJの内容から変更のあった項
目を明示し	たものであり、実際に作成頂く際の色づけは不要。
←(矢印① 計上されて) 設置機器とそれに対する工事費(設置費等)が いるかを確認すること。ただし、機器を購入して
配置するだ ので注意の	(けで工事費(設置費等)がかからない場合もある
←同一の相	機器、材料を按分する費目の「補助対象部分」、
	成不可能であれば記載不要。
○各項目の すること。	D小計が支出総括表(総括表)と整合しているか確認
←単位を一 こと。	-式と記載する場合は内訳のわかる書類を添付の
_	
-	
←積算の排	見拠を記載すること。

支出総括表差異表(記載例)

件名:平成〇〇年度 情報通信技術利活用事業費補助金 事業名:②ICT地域のきずな再生・強化事業

実績額 107,834,000(消費税別途) 113,225,700消費税込)

【見積書	総括表]

【見積	書総	括表】	T				rint no.			***		
項番				数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	備考(差異理由)
I			設備費			. 1944	man MPC		- y - Jode	- Daw	ann MPC	
	(1)		設備の設置等に要する経費									
		(ア)	送受信装置	1	式	4,260,000	4,260,000	1	式	4,220,000	4,220,000	出精値引
		(イ)	伝送路設備(光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等含む)		式	21,000,000	21,000,000		式	21,000,000		
		(ウ)	情報通信端末	20		500,000	10,000,000	20		500,000		
		(I)	無線アクセス装置(衛星含む)	2.0	н	500,500	0.000,000		1	000,000	10,000,000	
		(才)	送受信アンテナ	1	式	22,000,000	22,000,000	1	式	20,000,000	20,000,000	出精値引
		(カ)	送受信機(予備送信機合む)	'		22,000,000	22,000,000		14	20,000,000	20,000,000	四福尼刀
		(+)	及文(音像) ア神区(音像) もり) 機内伝送路		式	130,000	130,000		式	124,000	124,000	
						130,000				124,000		
		(ク)	電源設備(予備電源設備含む)	1	式		4,000,000	1	式		4,000,000	
		(ケ)	通信機能付き電力変換装置(発電・蓄電装置含む)				0				0	
		(コ)	鉄塔				0				0	
			センター・局舎施設	1	式	6,000,000	6,000,000	1	式	6,000,000	6,000,000	
			外構施設				0				0	
		(ス)	ヘッドエンド装置	12	台	50,000	600,000	12	台	50,000	600,000	
		(セ)	取材用機器(予備装置・周辺機器を含む)	1	式	2,460,000	2,460,000	1	式	2,460,000	2,460,000	
		(ソ)	監視・観測装置	10	台	120,000	1,200,000	10	台	120,000	1,200,000	
		(タ)	編集装置	1	式	6,000,000	6,000,000	1	式	5,700,000	5,700,000	出精値引
		(チ)	管理測定装置(監視機能を含む)				0				0	
		(ツ)	管理測定表示装置				0				0	
		(テ)	その他事業を実施するために必要な経費				0				0	
	(2)		(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経緯費	1	式	720,000	720,000	1	式	720,000	720,000	
	(3)		(1) 及び(2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)	1	敷地	10,000,000	10,000,000	1	敷地	10,000,000	10,000,000	
	(4)		付帯工事費	1	式	31,205,000	31,205,000	1	式	26,035,000	26,035,000	
			設備の設置等に関する経費小計				119,575,000				112,059,000	
			設備の設置等に関する経費出精値引き				0				7,676,000	
			消費稅				5,978,750				5,602,950	
			設備の設置等に関する美用計(消費税込)				125,553,750				117,661,950	
I			企画・開発費									
	(1)		プログラム開発に係る役務費(設計を含む)	1	式	2,400,000	2,400,000	1	式	2,160,000	2,160,000	出精値引
	(2)		電子計算機使用料									
	(3)		ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)	1	本	100,000	100,000	1	本	100,000	100,000	
	(4)		システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費		人日	12,000	360,000	30	人日	12,000	360,000	
	(5)		その他事業を実施するために必要な経費		人日	12,000	120,000		人日	12,000		
	-		企画・開発費小計				2,980,000				2,740,000	
			企画・開発費出籍値引き				0				150,000	
			消費税				149,000				137,000	
			企圖開発費計(消費稅込)				3,129,000				2,877,000	
ш			共通経費(附帯工事費)				5,120,000				2,377,000	
ш	(1)			100	10	12,000	1 200 000	100	人日	10.000	1 200 000	
			搬去費 ≈¥42 ₩	100	人日	12,000		100	Λ □	12,000		
	(2)		諸経費 ++ 漢解聯 4 %				7,353,300				6,887,940	
			共通経費小計				8,553,300				8,087,940	
			共通経費出精値引き				0				0	
			消费税				427,665				404,397	
			共通経費計(消費税込)				8,980,965				8,492,337	
			合計(税込)				137,663,715			こしたものでおし	129,031,287	

※黄色い行は申請時の見積もりの内容から変更のあった項目を明示したものであり、実際に作成頂く際の色づけは不要。

No. Column	【差異表 内訳】 ※金種や設置観でひいてはおくまでも例まである。													-別紙5-2		
		上便事	27000					A+5		386.64	34 /W		44.40		2440	備考(差異理由)
	I			設備費	WE.	W-77	410	生報	W.E.	幸/7	*11					
	(1)											※申請時相は、変更前	間の顔については の額を用いること	入札差金の回収 とし、変更承認を	に伴う交付決定額 受けた場合には、登	の変更を行った場合に 更後の額を用いること。
		(7)					2 000 000	4 000 000	2	4	2 000 000	※備等の報 費、工事原 ※試料費、	には工事をが出 価等並びに明細 物品で一式として	根拠となる材料機 ・変更理由書の いるものは明細で	小計・労務費小計 番号を記載 内閣を明確にする	、直接工事費、純工事 こと。
					2	台										
			o	運営管理用PC	2	台	100,000	200,000	2	台	80,000	登世の意味	\$ <i>2232</i> 77	い。いません。リ	ンク及び数式を入力	する場合は、各団体の
		(1)														
	\vdash															
					1	台	2,000,000	2,000,000			2,000,000	2,000,000				
		(ウ)		情報通信端末												
					20	台	500,000	10,000,000	20	台	500,000	10,000,000				
1		(4)			20	台	300,000	6,000,000	20	台	300,000	6,000,000				
			ь	送信アンテナ	20	台	300,000	6,000,000	20	台	300,000	6,000,000				
1					40	本	250,000	10,000,000	40	*	200,000	8,000,000				出精値引
		(*)			100	m	300	30,000	80	m	300	24.000				
1		(ク)		電源設備(予備電源設備含む)												
	\vdash				1											
1	\vdash	(サ)			1	a a	2,000,000	2,000,000	1	E .	2,000,000	2,000,000				
					1	xt	3,000,000	3,000,000	1	zt	3,000,000	3,000,000				
					1	±t	3,000,000	3,000,000	1	±t	3,000,000	3,000,000				
	\vdash	(ス)			10	台	50 000	800.000	19	台	50 000	600 000				
	+	(セ)			12		50,000	300,000	12		50,000	500,000				
			a	ビデオカメラ	10	台	50,000	500,000	10	台	50,000	500,000				
	\vdash				_	_					,					
		(ソ)					111,111				,	,				
No.			a	ライブカメラ	10	台	120,000	1,200,000	10	台	120,000	1,200,000				
		(タ)					0.000.000	4000.000		4	4.050.000	0.700.000				
2 1 1 1 1 1 1 1 1 1					2	ė										
	(2)			(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経緯費												
□ 1																
변경 1	(3)				30	人日	12,000	360,000	30	人日	12,000	360,000				
전 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(0)				1	敷地	10,000,000	10,000,000	1	敷地	10,000,000	10,000,000				
Part	(4)			付帶工事費												
변경									2	台						
전 1									- 3	対向						出精値引
No.					1	台			-	-						
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □			e	受信アンテナ	20	台	75,000	1,500,000			75,000	1,500,000				
No. No																
변경 등 변경																
日本の 1 日本																
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	H				1	÷			1	台				-		
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	\vdash								-	÷						
日本学校 日本学校	\vdash		•		10		50,000		10		30,000					
日本の日本学生者が各別性(保養性的)								0				+				
2 日 2 日 2 日 3	<u> </u>															
1	п							125,553,750				117,661,950				
100 12000 120000 120000 100 120000 100 1200000 1200000 120000 1200000 1200000 1200000 120000 120000 120000 120000 1200																
(3) リアトウェア族人見(ライセンス見を含む)																出精値引
日本 2 管質展集用ソントウェア開入費 1 本 100,000 1 本 100,000 1 本 日本 (4) ジステムの受害党産事業を技能書の内成等のシステム型間に伴り必要な事務に要する経費 30 人目 12,000 300,000 30 人目 12,000 10 人目 10 人目 12,000 10 人目 10 人目 10 人目 <t< td=""><td>/91</td><td></td><td></td><td></td><td>100</td><td>人日</td><td>12,000</td><td>1,200,000</td><td>100</td><td>人日</td><td>12,000</td><td>1,200,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	/91				100	人日	12,000	1,200,000	100	人日	12,000	1,200,000				
(4) システムの要件交換・要求性核電の作成等のシステム整備に伴い必要な存削に寄する結婚	(3)				1	*	100,000	100,000	1	*	100,000	100,000				
1	(4)															
B B B B B B B B B B	H				30	ДB	12,000	360,000	30	人日	12,000	360,000		-		
### 2580.00	(5)				10	ДB	19 000	120.000	40	ДB	19 000	120,000				
対象数 149,000 137,00					10		12,000		10	-	12,000					
主演開発責任債務報込) 3.12600 2.877,00 II 人品投資所等工事費) II 財政費 100 人目 12,000 12,000 100 人目 12,000 100 人目 12,000 100 人目 12,000 100 人目 12,000 12,000 100 人目 12,000 100 人目 12,000 12,000 100 人目 12,000 100 人目 12,000 100 人目 12,000 12,000 100 人目 12,000 12,000 100 人目 12,000 100 人目 12,000 12,000 100 人目 12,000 12,0								0				240,000				
III 片通程度所等工事質) 100 人目 12,000 12,000 100 人目	<u> </u>															
(1) 股系費 100 AB 12,000 100 AB 100 AB 12,000 100 AB 12,000 100 AB	ш							3,129,000				2,877,000				
a - 報管環費 7,353,300 6,867,940 共通股票令計 8,553,500 8,087,940					100	人目	12,000	1,200,000	100	人日	12,000	1,200,000				
共通经费介計 8.553,300 8.067,940	(2)			排经费												
	\sqcup		a													
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				共通経費小計 共通経費出物権引き				8,553,300 0				8,087,940				
用表现 427,665 404,397								427,665				404,397				
共通税責任(研究院) 8,990,965 8,492,337 カル(日本) 50 137,863.715 139,010.992							50									
倉計(製込) 137,693,715 129,031,267 ※演奏とい行は中議時の見続も50のあった項目を明示したものであり、実際に内痕頂の				會計(製品)			30	137,663,715			※黄色い行に		1容から変更のあった	と項目を明示したもの	Dであり、実際に作成:	頁〈際の色づけは不要。

 $\langle {
m PR} \rangle$ 作報通信技術利活用事業費補助金事業> V 1-別紙6

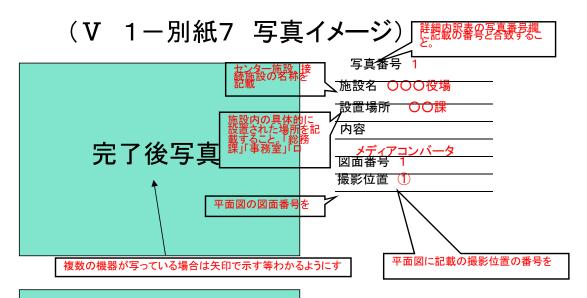
工事請負契約等に係る総括表

契約額(請求額)合計 367,500,000

内補助対象部分 366,500,000

(単位·四)

			契約書					契約額			
No	. 業者名	工事名	契約日	着工年月日	完成年月日	完成年月日	検査日	請求日	変更前		しの場合も変更後に記入) 補助対象外部分
	○○興業株式会社	○○市ケーブルテレビエリア復旧事業(第4工区)	平成19年10月12日	平成19年10月15日	平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月20日	150,000,000		
		変更契約	平成20年3月3日		平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月20日		140,000,000	
	2 △△電気工業株式会社	光海底ケーブル敷設工事	平成19年11月22日	平成19年11月27日	平成20年3月19日	平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月26日	200,000,000		
		変更契約	平成20年3月14日		平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月26日		190,000,000	
	株式会社□□ケーブルテレビ	○○市ケーブルテレビエリア復旧事業施工監理業務	平成19年10月30日	平成19年11月1日	平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月16日		15,000,000	1,000,000
	4 ○○電力株式会社	電柱改修費	平成19年10月1日			平成19年11月10日		平成20年3月1日		20,000,000	
	NTT〇〇株式会社	電柱改修費	平成19年10月1日			平成19年11月10日		平成20年3月1日		1,000,000	
	i ○○株式会社	○○市ケーブルテレビエリア復旧事業設計業務	平成19年9月1日			平成19年9月25日	平成19年9月26日	平成19年9月27日		500,000	



完了後写真

写真番号 2

施設名 OO Q 場 設置場所 OO課 内容 メディアコンバータ 図面番号 撮影位置 ②

完了後写真

写真番号

施設名 設置場所 内容 図面番 撮影位置

取得財産等管理台帳(平成 年度)

(単位:円)

区分財産名	規格	数量	単 価	金 額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考

VI 補助事業構築マニュアル

本章では本事業を申請するにあたり、申請前から整備後における留意点並びに具体的な方法について示す。

補助事業の実施にあたっては、事業内容に対する需要を調査し、地域の住民・関係者のニーズを十分把握した上で、事業計画を立てるだけでなく、運営主体や運営方法など整備後における体制・方法などについて十分な検討を行うこと。

1 需要調査

実施しようとしている事業について、地域の住民や関係者がどの程度望んでいるの か調査を行う。事業内容(対象地域やサービス内容)の具体像を引き出し、事業計画、 事業規模、運営体制、運営方法を検討する際の参考となる重要な調査である。

○要望調査の実施例

《方法》

- ・質問紙 (アンケート) による調査 (必要に応じて)
- ・面接(インタビュー)による調査(必要に応じて)

《手法》

- ・郵送調査 (アンケートを郵送)
- ・電話調査(質問表を基にヒアリング)
- ・ FAX調査 (アンケートを各家庭にFAXで送付しFAXで回収)
- ・地区訪問調査(地区の住民を集会場などに集めインタビュー)
- ・個別訪問調査(個別に住民宅を訪問しインタビュー) 等

《アウトプット》

- ·利用者数(年度別)
- ・放送内容(地上波、コミュニティチャンネル等)
- ·提供情報内容(避難指示情報、安否情報等)
- ・サービス提供形態
- ・料金 等

《調査のポイント》

・サービス内容(回線スピード、放送のジャンルや種類等)について具体的な質問をする。

2 運営体制の検討

下表のサービス提供モデルを参考にサービスの運営をどのように実施するのかを検討する。

	サービ	ス提供モデル		スキ	ニームイメー	ジ		スキーム概要
3		公設公営	自治体	+	ナービス提供	—	住民等	自治体自ら設備等を構築し、自らサービス提供を行うスキーム。
①自治体自ら事業を実施		卸電気通信 役務	自治体	設備 構築·保守 卸電気通信 役務提供	事業者信	サービス提供	住民等	電気通信事業の登録又は届出を行った自治体が、他の電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うスキーム。
ら事業を実	公設民営	IRU	自治体	設備 構築·保守 設備貸付	協議会等	サービス 提供	住民等	自治体が、電気通信事業者と長期安 定的な使用権に関する契約(IRU契 約)を行うことにより、光ファイバ等を貸 与し、サービスを提供するスキーム。
施		契約	自治体	設備 構築·保守 設備貸付	協議会等	サービス提供	住民等	
②間接補助	民設民営	補助金	自治体	補助金	協議会等	サービス提供	住民等	国からの補助金を基に、自治体が法人 又は協議会等に対して間接補助を行う ことにより、事業を実施するスキーム。

- ① 補助事業者である特定地方公共団体等自らが事業を実施する場合 対象:被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業以外の6事業
- ② 補助事業者である特定地方公共団体等が、法人又は協議会等である間接補助事業者に対して補助を行い、事業を実施する場合

対象:東北地域医療情報連携基盤構築事業 被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業 スマートグリッド通信インタフェース導入事業

※ 運営体制を検討する際、電柱の支障移転や施設・設備の修繕、維持、更改費用などの整備後にかかる費用や住民の負担額、採算性について十分に協議し合意の上で決定する。

3 庁内推進体制の整備

施設・設備の有効活用、責任体制の明確化、運用ルールの確立、セキュリティポリシーの策定等のため、地方公共団体の庁内推進体制を整備することが望まれる。

【庁内推進体制のイメージ】



4 ランニングコストの負担に関する考え方

本事業は、特定地方公共団体が抱える課題を効率的・効果的に解決するための情報通信技術利活用事業の初期導入に係る経費を補助の対象とするものであり、当該設備の維持に係るいわゆるランニングコストについては、別途その負担方法等を検討する必要がある。本事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者がサービスを提供する場合、設備の所有者である地方公共団体、設備の運営者である電気通信事業者等の双方でランニングコストを負担することが想定されるが、その負担割合、負担方法等について、事前に当事者間で調整しておくことが望ましい。例えば、地方公共団体がIRU 契約により電気通信事業者に対して加入者系光ファイバ網を貸し付けるケースにおいては、地方公共団体が当該電気通信事業者から徴収するIRU の対価について、ランニングコストの全部又は一部を反映させたものとすることも可能である。

なお、想定される主なランニングコストについては、Ⅱ_6_補助対象範囲・経費の(3)補助対象とならない経費等を参照のこと。

5 公設民営を採用する場合の留意点

地方公共団体が本補助金で整備した光ファイバ等(光ファイバケーブル及び関連機器)は事業を実施した地方公共団体の所有する財産となり、各地方公共団体は地方自治法の規定に基づき、適切に管理することが必要である。地方公共団体が整備・保有

する光ファイバ網の電気通信事業者等への開放については、「地方公共団体が整備・保 有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続(第2版)」を参照の こと。

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pdf/hikari_0406.pdf)

また、契約手続きの透明性確保、通信事業者等の公平な参入機会の確保に留意すること。

6 個別事業における留意事項

- (1) 東北地域医療情報連携基盤構築事業についての留意事項 本事業の実施(関連システムの設計・構築、運用等)に当たっては、以下の点に留意 すること。
 - ① 医療機関等関係機関が保有する医療情報等の収集・蓄積・管理・閲覧を可能とする情報連携基盤を構築する際の規格として、安全かつシングルサインオンによる情報流通を可能とするため、Security Assertion Markup Language (SAML) V2.0 及び Identity Web Services Framework (ID-WSF) V2.0 を使用すること。
 - ② 上記情報連携基盤を活用したデータサーバでの診療情報の保存・管理には、厚生労働省が平成18年度に行った「厚生労働省電子的診療情報交換推進事業」(以下「SS-MIX」という。)で提唱された「標準化ストレージ」の仕組みを用いること。
 - ③ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、総務省「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」等の関連ガイドライン(※1)を遵守すること。
 - ④ その他、平成20~22年度に総務省が実施した「健康情報活用基盤実証事業」の成果(※2)を参照すること。

(※1) 関連ガイドライン

- ○厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」 (平成 22 年 2 月)
- ○総務省「ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン」(平成 20 年 1 月)
- ○総務省「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第 1.1 版」(平成 22 年 12 月)
- ○総務省「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドラインに基づく SLA 参考例」(平成 22 年 12 月)
- ○経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」 (平成 20 年 7 月)

(※2) 総務省「健康情報活用基盤実証事業」平成 22 年度成果報告書(平成 23 年 3 月公表)

【参考】 健康情報活用基盤実証事業の成果

- ・ 情報セキュリティ:認証連携技術による ID 連携、属性情報流通技術による情報流通、複数認証機能、開示制御のための関係情報管理、監査ログ、サーバ間通信データの暗号化・真正性の保証、第三者アクセス履歴の提供
- ユーザビリティ:シングルサインオン、Web ブラウザによる閲覧、携帯電 話等からのアクセス
- ・ 接続容易性:認証連携技術及び属性情報流通技術等の基盤機能との接続モジュール
- 相互流通性:属性情報流通技術による属性流通、標準規格定義変更に対応 した健康情報拡張

(2) ICT地域のきずな再生・強化事業についての留意事項

補助事業において、情報通信端末の設置を行う場合は、需要調査に基づき継続的に利用される見込みを調査した上で、必要最低限の数量に限り購入する等、適正な規模での事業実施に十分配慮すること。また、交付申請にあたっては、需要調査の結果等、補助事業の必要性及び規模の適正性を示す資料を交付申請書に添付すること。

なお、設置した情報通信端末が利用されていない等、事業の目的が達成されていない 状況が明らかになった場合は、補助事業者は速やかに総務省に報告すること。また、そ のような場合、総務省は、交付要綱第15条第1項の規定に基づき交付決定内容の全部 又は一部を取消し、同条第2項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還させること がある。

(3) 災害に強い情報連携システム構築事業についての留意事項

本事業の実施にあたっては、交付要綱第3条(6)に記載のとおり、全国の他地域が 自主的に取り入れるような成果を得ることができる、合理的・効率的な事業とするよう に努めること。

(4) 自治体クラウド導入事業についての留意事項

本事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 交付要綱の第3条にも記載のとおり、全国の他市町村が自主的に取り入れるような成果を得ることができる、合理的・効率的な事業であること(例:仮想化技術の利用)。
- ② 本事業は、本来、ハードウェアの調達等を要するものではないことから、対象団体 の事情に鑑みて、現在保有しているシステムをハウジングサービスへ移行する事業は

例外的に補助対象とするが、例えば新規にサーバ等を購入してハウジングサービスを 利用するだけの事業は、原則、補助対象外とする。

- ③ 自前で自庁舎に整備したサーバルーム等を利用する事業については、「外部のデータ センターの利用」と見なすことは困難であり、原則、補助対象外とする。
- ④ 「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン」(平成 22 年 4 月 総務省)の第3章にも記載のとおり、業務プロセスの見直しなどにより必要最小限のカスタマイズで導入すること、「ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針」(平成19 年 11 月 総務省)等の指針や第三者からの証明を受けた公的資格(プライバシーマークや ISMS)などに基づき事業者の安全・信頼性に係る評価を行うこと、地域情報プラットフォームに準拠したシステムの利用により既存システムとの連携を確保すること等を検討すること。

付録 交付要綱様式記載例

○○○第○○号 平成23年○月○日 総務 太郎 印

総務大臣 〇〇 〇〇 (※) 殿

平成23年度情報通信技術利活用事業費補助金交付申請書

○○市長

平成23年度情報通信技術利活用事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の区分 ICT地域のきずな再生・強化事業
- 2 補助事業の目的

○○市においては、平成○○年○○月○○日時点において、約○○人もの住民が仮設住宅等及び市外地域への避難を余儀なくされている。これら避難住民の皆様に対して地元地域の復興情報をリアルタイムに提供することで、避難住民等と○○市とのつながりを維持し、もって○○市の復興及び地域の活性化を促進することを目的とする。

- 3 交付を受けようとする補助金の額(注2) 金 100,000千円
- 4 補助事業の概要
 - □ 別紙1 第1 (東北地域医療情報連携基盤構築事業)
 - ☑ 別紙1 第2(ICT地域のきずな再生・強化事業)
 - □ 別紙1 第3 (被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業)
 - □ 別紙1 第4 (被災地域ブロードバンド基盤整備事業)
 - □ 別紙1 第5 (スマートグリッド通信インタフェース導入事業)
 - □ 別紙1 第6 (災害に強い情報連携システム構築事業)
 - □ 別紙1 第7 (自治体クラウド導入事業)
- 5 添付資料
 - (1) 補助事業に要する経費の見積書
 - (2) 別紙2 工事概要書(ICT地域のきずな再生・強化事業、被災地域ブロードバンド基盤整備事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業、災害に強い情報連携システム構築事業(注3)の場合)
 - (3) □ 特定地方公共団体等からの間接補助を行う場合は、当該特定地方公共団体等の補助事業に関する規程又は要綱(既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。)
 - □ 補助事業を連携主体が行うものについては、
 - ① 当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの(注4)

別紙1

第1 東北地域医療情報連携基盤構築事業

補助事業の概要

11072 - 710 - 1702		
地方公共団体名 代表者氏名	OO県知事 ×× ××	
補助事業の内容	〇〇医療圏の中核的医療機関、診療所、調剤薬局、介護施設等の保有する 患者・住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築し、医療従事者等の関係者や本人が、必要な 情報を共有できる仕組みを整備するとともに、医師間の遠隔での医療相談 を行うことができるテレビ電話会議システム、仮設住宅の住民の日々の健 康情報をクラウド上に記録・蓄積するシステムを構築する。	
補助事業の目的	東日本大震災により大きな被害を受けた医療体制の復興のため、I C T を活用した災害に強い、医療健康情報連携基盤を整備し、医療資源の有効活用及び医療過疎問題の解決等を図る。	
実施地域	〇〇医療圏 ※複数地域の記入も可とし、その際、備考に記入すること。	
開始予定日	平成24年〇月×日	
完了予定日	平成24年3月31日(※年度内の日付を書くこと)	

国庫補助金申請額(事業費×1/3)(注2)		事 業 費 (※ 千円単位の記入とすること)
設備費	95, 950千円	287, 970千円
企画・開発費	130, 400千円	391, 200千円

備考

- ※1 複数地域にまたがる申請を行うときは、実施地域ごとの事業費の内訳を記入すること。
- ※2 地域医療連携の構築において、他府省の施策をあわせて実施する場合は、その事業費につい て備考に記載すること。

(注1)連携主体にあっては、

「連携主体(○○市、○○町・・・及び○○村)代表

市町村長名

と記載すること。

(注2) 法人又は協議会等に助成を行う事業の場合は、以下のように記載すること。

国庫補助金申請額(事	業費×1/3)	事業費
助成費	226, 350千円	679, 170千円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 平成 23 年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本
- (3) 地域医療情報連携の全体図
- (4) その他参考となる資料

※(1)について、別添の事業計画書記載 例を参考にすること。

※(2)について、本事業に係る歳出を計 上した予算書又は見込書を添付すること。

朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。

東北地域医療情報連携基盤構築事業·事業計画書

申	申請主体名	〇〇県
請	代表団体の長名	〇〇県 知事 総務太郎
主	担当者連絡先	○○部△△課 係長 総務次郎
体		電話:000-000-0000 メール:00000000@0000.00.00
事	事業目的	※ 事業実施により解決すべき課題について記載すること。
業		
概		
要		※ できるだけ詳細に記載すること。
	7.561.71	※ 別途、事業により整備されるシステム機能図及びネットワーク構成図を提出す
		ること。
		※ 事業の実施において、他自治体、法人との連携を想定している場合は想定する
		団体名及び役割を記載すること。
	事業対象地域	※ 事業を実施する地域を記入すること。
	地域医療情報連携	※ 本事業により連携する医療機関等の数について記載すること。
	参加施設数	※ 見積書・ネットワーク構成図に記載する内容との整合を図ること。
	(予定)	
		記載例)
		・中核的医療機関(〇〇病院)
		•病院(〇箇所)
		•診療所(〇箇所)
		・仮設診療所(○箇所)
		•在宅医療機関(O箇所)
		•薬局(〇箇所)
		・訪問看護ステーション(〇箇所)
		·介護施設(○箇所)
		・訪問介護ステーション(○箇所)佐へまな(独皮を理) ユニノナション(○第三)
		・集会所等(健康管理システムを設置)(〇箇所)
		-

事業費(見込み額)等

事業費(全体):〇〇,〇〇〇千円※ 本事業による補助金等によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合に記載すること。

事業費(補助対象):○○,○○○千円

<事業費内訳>※ 見積書との整合性を確認すること。

①団体自ら事業を行う場合

(単位:千円)

	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額
設備費			
企画·開発費			
合計			

②間接補助を行う場合

(単位:千円)

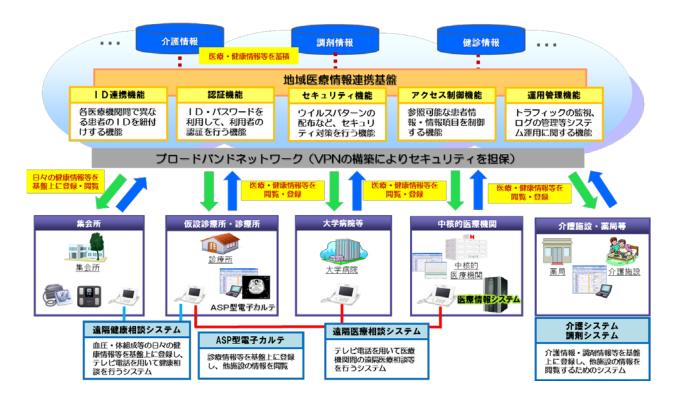
	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額
助成費			
合計			

その他	関連事業	※ 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合、関連する経費の負担者、負担額及び負担方法について記載すること。 記載例) ・厚生労働省「〇〇〇事業」により整備する△△との連携を計画している。
	事業スケジュール	※ 仕様決定、調達、設計、現場調整、稼働、実績報告作成等のスケジュールを月 単位で記載すること。
	VELOTI - 1	
	運用計画	※ 事業完了後の運用計画について、記載すること。
		※ 運用計画の記載にあたっては、金銭面、人員面、制度面の各見地についての 記述を行うこと。
	その他必要な事項	

(添付資料)

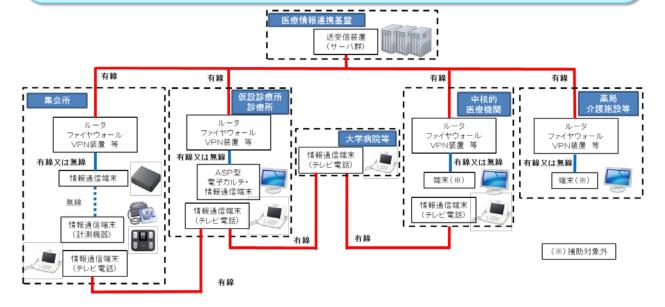
- ・ システム機能図(本事業において構築するシステムの機能を示したもの)
- ・ ネットワーク構成図(本事業において構築するネットワークを示したもの) ※必要に応じて参考資料を添付すること。

システム機能図(例)



ネットワーク構成図(例)

- 中核的医療機関(○○病院)、診療所(○箇所)、仮設診療所(○箇所)、在宅医療機関(○箇所)、薬局(○箇所)、介護施設(○箇所)が保有する医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築。
- テレビ電話を用いて、医療機関間の遠隔相談を行うシステムを構築。(接続箇所:○箇所)
- 仮設住宅の入居者を対象として、住民の医療・健康情報を医療情報連携基盤上に記録・蓄積し、テレビ電話を用いて医師等に相談するシステムを構築。集会所等に設置。(設置箇所:○箇所)



第2 ICT地域のきずな再生・強化事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○市長総務太郎
補助事業の目的	○○市においては、平成○○年○○月○○日時点において、約○○人もの住民が仮設住宅等及び市外地域への避難を余儀なくされている。これら避難住民の皆様に対して地元地域の復興情報をリアルタイムに提供することで、避難住民等と○○市とのつながりを維持し、もって○○市の復興及び地域の活性化を促進することを目的とする。
補助事業の内容	 ・ホワイトスペースを用いた情報配信環境を構築するため、以下の設備の設置等を行う。 ア)市内に○箇所に送信用アンテナを設置イ)庁舎内に送信用設備の設置ウ)コンテンツ編集機器の設置エ)情報配信環境に係るシステムの企画・開発・インターネット経由で情報提供を行う環境を構築するため、以下の設備の設置等を行う。 ア)情報配信用サーバ等の設置イ)情報配信に係るシステムの企画・開発
着工予定日	平成〇〇年〇月〇日
完了予定日	平成〇〇年〇月〇日

(千円)

国庫補助金申請額(事業費×1/3)(注2)		事 業 費
設備費	80, 000	240,000
企画・開発費	20,000	60,000

/ #	
11⊞	Æ
N LL3	,

添付書類

- (1) 補助事業に係るネットワーク構成図 (連携主体が行う場合は、複数の地方公共団体にまたがる区域で、設備の設置が行われる事業であることが分かるようにすること。また、応急仮設住宅の入居者が当該仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備については、それが分かるようにすること。)
- (2) 需要調査の結果等、補助事業の規模の適正性を示す資料
- (3) 補助事業により提供されるサービスエリア図等(運営方式(IRU方式、公設公営方式等)、エリア内世帯数及び人口(応急仮設住宅等への避難者の内訳含む(※))、サービス開始予定年月日が分かるようにすること)
- (4) 補助事業による情報配信の方法及び内容等を示す事業の概念図
- (5) 補助事業を継続して運営できる体制が構築されていることを示す資料 (事業の実施体制)

(※) 記載例は以下のとおり。

	ホワイトスペースを活用	インターネットを活用し
	したエリア放送	た情報配信
総計	○○世帯(○○人)	○○世帯(○○人)
うち応急仮設住宅	○○世帯(○○人)	○○世帯(○○人)
うち借り上げ住宅	○○世帯(○○人)	○○世帯(○○人)
うちその他避難者※	○○世帯(○○人)	○○世帯(○○人)

※例:市町村の区域外に避難している住民であって、応急仮設住宅や借り上げ住宅に入居していない者等

第3 被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	(注1) ○○県 知事 総務 太郎
補助事業の内容	(注2) 県内の土木、建設等の労働者に対して個人識別情報を含む登録証を発行し、入退場や安全講習履歴、作業内容等を自動記録することを通じ、被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保や就労履歴の正確な捕捉・管理を行うシステムを法人又は協議会等が構築する事業に対して、経費を助成する。
開始予定日	平成24年○月×日
完了予定日	平成24年3月31日

(千円)

国庫補助金申請額(事業	事 業 費	
助成費	10,000	30,000

備	考						

(注1)連携主体にあっては、

「連携主体(○○市、○○町・・・及び○○村)代表

市町村長名

と記載すること。

(注2) 組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。 必要に応じ参考資料を添付のこと。

添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 事前の安全講習や労災等の事後救済の必要性が特に求められる就労現場が多く含まれていることを示す 資料
- (3) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 実施規程・要綱その他の実施規程案

第4 被災地域ブロードバンド基盤整備事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○県△△市 市長 総務 太郎 (注1)
施設の設置場所	1 線路設備 ○○市○△、×○、□△ 2 局舎施設 ○○市○△1-2 (○○市役所)
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成〇〇年〇月〇日 ※市町村が工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。

FTTH方式の超高速ブロードバンド基盤を整備し、先行的に住みやすい環境を整備することで、避難住民が新しい生活を円滑に開始することができるようにするもの。
(注2)

(千円)

国庫補助金申請額(事	事 業 費	
設備費	00, 000	00, 000
企画・開発費	00, 000	00, 000

備	考				

(注1)連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長名

と記載すること。

(注2)補助事業を市町村の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域で、かつ、流出地域を含む地域において施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を添付すること。

添付書類

以下の事項を記載した整備計画書を添付すること。※整備計画書の記載例は次項のとおり。

- (1) 整備対象世帯数
- (2) 運営方式(IRU方式、公設公営方式等)
- (3) 街づくりに関する復興計画等における本補助事業の関係箇所
- (4) 整備計画の対象地域
- (5) 整備計画期間

被災地域ブロードバンド基盤整備事業の整備計画書

地方公共団体名	○○県△△市
整備対象世帯数	○○○世帯
運営方式 (IRU方式、公設公営方式等)	I RU方式
街づくりに関する復 興計画等における本 補助事業の関係箇所	 △△市震災復興計画(平成○○年○月○○日) 1 ・・・ 2)・・・ (3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
整備計画の対象地域	$\bigcirc \triangle$, $\times \bigcirc$, $\square \triangle$
整備計画期間	平成○○年○月○日~平成○○年○月○日

第5 スマートグリッド通信インタフェース導入事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○市 市長 総務 太郎
補助事業の内容	○○市○○地区において、情報通信技術の活用により地域コミュニティ内における高度なエネルギーマネジメントを実現するため、当該地域コミュニティ内の電力供給側、電力需要側のそれぞれに設置される○○、○○、○○等の機器・設備等を通信ネットワークを介して制御するために必要な○○、○○、○○等の設備を整備する事業を行う協議会に対して、当該事業に必要となる経費(参考資料P○○に示すものに限る)を助成する(詳細な実施内容及び組織・要員体制は参考資料参照)。
開始予定日	平成〇〇年〇月〇日
完了予定日	平成〇〇年〇月〇日

(千円)

国庫補助金申請額(事業費×1/3)(注3)		事業費
設備費	000, 000	000, 000
企画・開発費	000, 000	000, 000

備考

※ 他府省の施策をあわせて実施する場合は、その事業費について記載すること。

(注1) 連携主体にあっては、 「連携主体(○○市、○○町・・・及び○○村)代表 市町村長名

と記載すること。

- (注2) 組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。 必要に応じ参考資料を添付のこと。
- (注3) 法人又は協議会等に助成を行う事業の場合は、以下のように記載すること。

国庫補助金申請額(事業費×1/3)		事 業 費
助成費	000, 000	000, 000

第6 災害に強い情報連携システム構築事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○県△△市 市長 総務 太郎 (注)
補助事業の概要	国や県の多様な災害関連情報(地震情報、津波情報、気象情報、河川洪水情報、道路交通情報等)や市町村の避難指示・勧告情報等を、地図情報等の活用により一元的に集約し、情報共有する機能や、自治体から住民に提供することが必要な情報を多様なメディアを通じて一括に配信する機能を有するシステムを構築し、自治体から住民へのより確実な情報伝達の仕組みを形成する。
開始予定日	平成〇〇年〇月〇日
完了予定日	平成○○年○月○日(※年度内の日付を書くこと)

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		Ţ	事	業	費
設備費	10,000				30,000
企画・開発費	5, 000				15,000

備考

※ 他の国庫補助事業と併せて実施する場合(申請予定及び申請中のものも含む。)は、当該事業名及び 事業費について記載すること。

(注)連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長名

と記載すること。

添付書類

- (1) 以下の事項を含む補助事業の事業計画書
 - ・補助事業の目的、内容等の詳細を示す資料
 - ・補助事業による情報の管理、配信の方法及び内容を示す資料(事業概念図)
 - ・補助事業による住民への情報配信の方法及び体制を示す資料(事業実施体制)
 - ・補助事業により整備される無線ネットワーク構成図
- (2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法

※事業計画書等添付書類の様式について は担当課に問い合わせること。

朱書きは注意事項及び記載例のため、申請時に削除すること。

災害に強い情報連携システム構築事業・事業計画書

	·			
l	申請主体名	○○県△△市 (連携主体の場合:○○県△△市、◇◇町)		
請	 代表団体の長名	○○県△△市 市長 総務太郎		
主	担当者連絡先	〇〇部△△課 係長 総務次郎		
体		電話:00-0000-0000 メール:00000000@0000.00.00		
事	 事業目的	※ 事業実施により解決すべき課題について記載すること。		
業				
概				
要		※ 別途、事業概念図【別紙1】及びシステム構成図【別紙2】を提出すること。		
	争未约合	※ 別述、事業概念図1別和11及びノステム構成図1別和21を提出すること。		
 	 実施体制	※ 災害関連情報の取得・配信に際して関係する、自治体、行政機関及び企業等と		
		の関係について記載すること。		
		CANAL DE CHESA A OCC.		
		※ 交付要綱第3条(6)イの事業を行う場合は、無線ネットワーク構成図【別紙3】及		
	及び	び整備エリア図【別紙4】を添付すること。		
	人口·世帯数	記載例)		
		△△市全域 ○○人 ○○世帯		
	取得災害関連情報	※ 取得情報の内容及び情報の取得方法について記載すること。		
及び機関 ※ 他組織から取得する場合は機関名、業態、所在地を記載すること				
	(予定)	記載例)		
		住民安否確認情報: △△市既存システム		
		河川定点管理カメラ情報:〇〇県土木部		
	配信災害関連情報	※ 配信情報の内容及び情報の配信方法(メディア)について記載すること。		
	及び配信メディア	※ 配信に使用する全てのメディアについて、機関名、業態、所在地、想定される対		
	(予定)	象人口及び世帯数を記載すること。		
		記載例)		
		•避難勧告情報		
		放送:OO放送(株)、地上放送、OO県××市、OO人、OO世帯		
		$\Delta\Delta$ CATV(株)、ケーブルテレビ、〇〇県 $\Delta\Delta$ 市、〇〇人、〇〇世帯		
		携帯電話(エリアメール):A携帯会社、携帯電話、〇〇県××市、〇〇人		
		無線ネットワーク:△△市、本事業で整備予定、〇〇人、〇〇世帯		
		・避難所情報		
		放送: △△CATV(株)、同上		
		Δ Δ コミュニティFM(株)、ラジオ、〇〇県 Δ Δ 市、〇〇人		

事業費(見込み額)等

事業費(全体):〇〇,〇〇〇千円※ 本事業による補助金によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合に記載。

事業費(補助対象):○○,○○○千円

<事業費内訳>※ 見積書との整合性を確認すること。

(単位:千円)

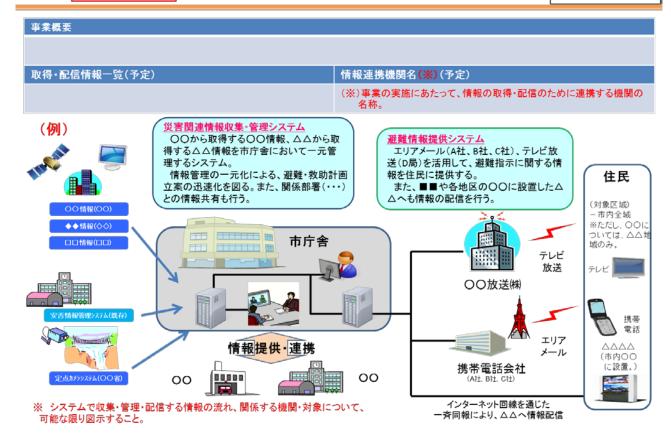
	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額
設備費			
企画·開発費			
合計			

そ	関連事業	※ 本事業による補助金によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合、
の		関連する経費の負担者、負担額及び負担方法について記載すること。
他		記載例)
		・ 国土交通省「〇〇〇事業」(申請中)により整備する△△との連携を計画して
		いる。
		・ △△市「×××事業」(市単独事業)を実施予定。
	事業スケジュール	※ 仕様決定、調達、設計、現場調整、稼働、実績報告作成等のスケジュールを月
		単位で記載すること。
	運用計画	※ 事業完了後の運用計画について、記載すること。
		※ 運用計画の記載にあたっては、金銭面、人員面、制度面の各見地についての
		記述を行うこと。
	その他必要な事項	

(添付資料)

- ・ 事業概念図(取得・配信する情報及び機関等、事業内容について示したもの)
- ・ システム構成図(事業を構成する設備の構成を示したもの)
- ・ 無線ネットワーク構成図(無線ネットワーク設備の構成を示したもの)(注)
- 無線ネットワーク整備エリア図(無線ネットワークを整備する場所等について示したもの)(注)
- ・ 情報取得・配信先機関との連携状況(見込み)を証する資料
- ※ 必要に応じ、参考資料を添付すること。
- 注:交付要綱第3条(6)イの事業行う場合のみ

申請主体名



【別紙2】 赤字は記載例等のため提出 時には削除すること

事業名称・システム構成図

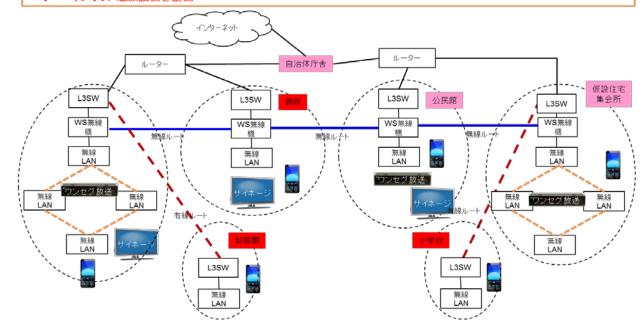
申請主体名

ルータ、サーバ等の送受信装 置や構内伝送路等について の構成図を記載すること。

申請主体名

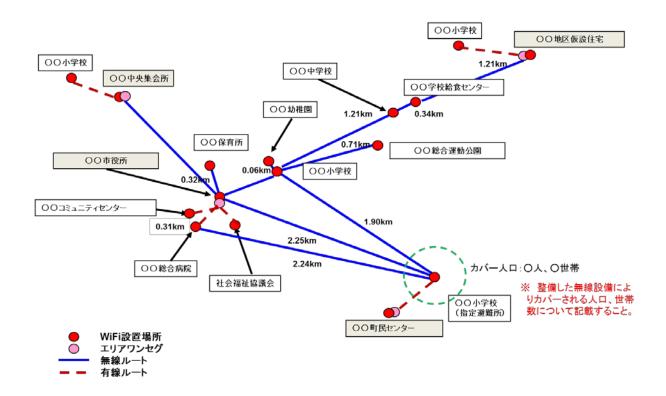
【ネットワークの概要】※整備の趣旨、使用する無線の種類等について記載すること。記載例)

- ◇ 整備の目的
- ◇ ワンセグ放送、無線LAN(Wi-Fi)等の整備
 - ・人の集まる場所(公民館、小学校、商店街など)に、ワンセグ放送やWi-Fi設備を整備
- ◇ ハイブリット電源設備を整備



【別紙4】 **詩語劇學等とと思います。 事業名称・無線ネットワーク整備エリア図

申請主体名



第7 自治体クラウド導入事業

補助事業の概要

110 / 2 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /				
地方公共団体名 代表者氏名	(注1) 連携主体(○○市、●●町及び■■村)代表 総務 太郎 ○○市長			
補助事業の内容	(注2) ○○県内の上記3市町村は、住民情報、税務、国保等の基幹系20業務のシステムを自庁舎から民間のデータセンター(名称:○○テレコムセンター)へ移行し、システムの集約化と共同利用を実施する予定。(3市町村で共同利用するシステム及びネットワークの構成図については、添付資料のP.□を参照のこと。)事業費については、企画・開発費として共同化計画の策定に要する経費、データの構築・移行に要する経費、設備費としてデータセンターの設備整備に要する経費を計上。			
開始(予定)日	平成〇〇年〇月〇日			
完了予定日	平成〇〇年〇月〇日			

(千円)

						(114)
	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事	業	費	
経費	設備費					
経費区分	企画・開発費					
	合計					

備 考(注3)

事業費の内訳は、○○市の負担金:4千万円 ●●町の負担金:3千万円 ■■村の負担金:3千万円。

(注1)連携主体にあっては、

(例) 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表

市町村長名

と記載すること。

- (注2) 事業により整備されるシステムの概要、事業の全体計画等について詳細に記載すること。 必要に応じ参考資料を添付すること。
- (注3) 連携主体にあっては、補助事業を行う連携主体を構成する各市町村ごとの金額を記載すること。

工事概要書

○○市長 総務 太郎 印

1 設置場所

伝送路設備 ○○県 ○○市△△、□□、◇◇

- 2 施設の内容(記載例)
 - (1) 延べ床面積

 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$. \bigcirc m²

(2) 設置される施設の概要

※交付要綱別表に定める補助対象経費の内容を記載。

3 実施計画

 (1) 着工 (予定) 年月日
 平成○○年○○月○○日

 (2) 完了 (予定) 年月日
 平成○○年○○月○○日

4 資金計画

(千四)

			(117)
収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付 (予定) 額	設備費	240, 000
	100,000		
対策事業を行う者の負担額	予 算 額	企画・開発費	60, 000
借入金			
自己資金	200,000		
その他()(注3)			
小計			
合計	300,000	合計	

- 5 添付図面
 - (1) 用地付近の見取図
 - (2) 設計の概要図 (配置図、各階平面図及び立面図の概略)

総務大臣 〇〇 〇〇 殿



平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、同補助金〇〇〇,〇〇〇千円の交付申請(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号)を取り下げます。

記

- 1 補助事業の区分 ICT地域のきずな再生・強化事業
- 2 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件 ○○しなければならない。
- 3 理由 上記条件に従うことで、事業実施に困難が伴うため。

総務大臣 〇〇 〇〇 殿



平成○○年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業の変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるので、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

ICT地域のきずな再生・強化事業

2 変更事項及びその内容(注2)

(千円)

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
内容	・事業費の額の変更 ・事業内容の変更 のいずれか又は両方を記 載 ※交付要綱第9条(1)及 び(2)を参照	・ホワイトスペースを活用した TV向け情報配信・インターネット経由での全国 避難者等への情報配信	・ホワイトスペースを活用した TV向け情報配信 ・インターネット経由での全国 避難者等への情報配信 ・ケーブルテレビを活用した市 内仮設住宅への情報配信
経	設備費	000, 000	000, 000
経費の配分	企画・開発費	000, 000	000, 000
分	合計	000, 000	000, 000

3 変更を必要とする理由

○○市では、○箇所の応急仮設住宅に対して○箇所の送信所から電波を送出することにより住民への情報配信が可能であると考えていたが、○○地区においては地理的条件から困難であることが判明した。一方、○○市では○○社が保有するケーブルテレビ網が存在しており、このような地域に対しては配信網を一部延長することでより安価に目的が実現できることから、電波とケーブルテレビを組み合わせた情報通信環境を構築することが必要であるため。

4 変更が補助事業に及ぼす影響

伝送路の敷設ルートを詳細に検討した結果、交付決定額内で実施することが可能であり、当該補助事業の実施に支障はない。

5 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要(添付書類 様式第1号関係)及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

6 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な場合を除く。)しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 〇〇〇, 〇〇〇千円 補助金所要額-消費税仕入控除税額=補助金額

総務大臣 〇〇 〇〇 殿



平成○○年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業を中止(廃止)したいので、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の区分 ICT地域のきずな再生・強化事業
- 2 中止 (廃止) する事業内容 補助事業の全て
- 3 事業を中止(廃止)する理由 平成○○年○月に発生した台風○号により、市域全体が大被害を受け、その復旧を最優先することとしたため。

※中止(廃止)理由は具体的に記載してください。

4 経費の支出額内訳(注2)

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
設備費	000, 000	000, 000	000, 000
企画・開発費	000, 000	000, 000	000, 000
合 計	000, 000	000, 000	000, 000

- 5 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)

 - (2) 完了予定日 平成○○年3月○○日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿



平成○○年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業事故報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の区分
 - ICT地域のきずな再生・強化事業
- 2 事故の内容及びその原因

平成○○年○月に発生した台風○号により、○○地区全域が浸水した。また、○○市の災害復旧作業も大幅に遅れている状況で、当初予定していた○○地区への○○整備が○月までに完了できなくなった。

※必要に応じ事故の内容が分かる資料を添付してください。

- 3 補助事業の現在の進捗状況 ○○及び○○は整備済みであるが、○○地区においては、水が引かず、工事着手できない状況。
- 4 現在までに要した経費 (概算払い以外は「無し」と記載してください。)
- 5 事故に対してとった措置

○○市災害対策本部と調整し、災害復旧作業を○月までに終わらせるとともに、補助事業の当初計画を見直した。

6 補助事業の遂行及び完了の予定 平成○○年3月○○日 完了予定

総務大臣 〇〇 〇〇 殿



平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の区分
 - ICT地域のきずな再生・強化事業
- 2 交付決定額の進捗状況(注2)

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進 捗 率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
設備費	000, 000	000, 000	00%	000, 000	000, 000
企画・開発費	000, 000	000, 000	00%	000, 000	000, 000
合 計	000, 000	000, 000	00%	000, 000	000, 000

3 補助事業の遂行状況

(補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類を添付)

総務大臣 〇〇 〇〇 殿



平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業(年度終了)実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、平成〇〇年度における実績について、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分

ICT地域のきずな再生・強化事業

2 補助事業の実施状況

(千円)

交付決定年月日	概算払金額	補助金交付
補助金交付額	(累計)	実績額
平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇, 〇〇〇	_	_

3 事業の実施状況 (注2)

着工日	平成○○年○月○日
完 了 日	平成○○年○月○日

4 事業収支総括表

(円)

				(1 1)
収 入				
		交付決定年月日	概算払年月日	精算払年月日
		交付決定額	概算払金額	精算払金額
,	補助金	平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (平成〇年〇月〇日**	_	000, 000, 000
	可県、市町村又は 団法人等の負担額	予 算 額		実績額
事	業者等の負担金	000, 000		000, 000
É	1 2 資金	000, 000	_	000, 000
その他	() (注3)	000, 000		000, 000
	小 計	000, 000		000, 000
	合 計	000, 000		000, 000

※変更承認されて事業費等に変更がある場合は、括弧書きで追記してください。 (支出区分でも同様)

(円)

支 出 (注4)				
経費区分	予 算 額	実績額(支出額合計)		
設備費	000, 000, 000	000, 000, 000		
企画・開発費	000, 000, 000	000, 000, 000		
合 計	000, 000, 000	000, 000, 000		

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 〇〇〇, 〇〇〇千円 補助金所要額-消費税仕入控除税額=補助金額

- 6 添付書類
 - (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
 - (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

様式第11号(第14条第2項関係)

○○○第○○号 平成23年○月○日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

○○市長 総務 太郎 印

平成○○年度情報通信技術利活用事業費補助金精算(概算)払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金の精算払(又は第〇〇回概算払)を受けたいので、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求(返還)します。

記

- 1 補助事業の区分 ICT地域のきずな再生・強化事業
- 2 請求(返還)金額 金 ○○○, ○○○千円也
- 3 内 訳(注2、注3)

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求(返還)額 ①-②
設備費	000, 000	000, 000	000, 000	00, 000
企画・開発費	000, 000	000, 000	000, 000	00, 000
合 計	000, 000	000, 000	000, 000	00, 000

(概算払の場合) (注4)

(千円)

				(1 1 17
経費区分	交付決定額	前回までの概算払	今回請求額	残 額
	1	受領額②	3	1-2-3
設備費				
企画・開発費				
合 計				

様式第12号(第16条第1項関係)

○○○第○○号 平成23年○月○日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

○○市長 総務 太郎 印

平成○○年度消費税額の額の確定に伴う報告書

情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の区分 ICT地域のきずな再生・強化事業
- 2 補助金額(交付要綱第16条による額の確定額) ○○○, ○○○円
- 3 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 ○○○, ○○○円
- 4 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 ○○○, ○○○円
- 5 補助金返還相当額 (3-2) ○○○, ○○○円

様式第13号(第18条第2項、第19条第1項、第20条、第21条第1項関係)

○○○第○○号 平成23年○月○日 ○○市長 総務 太郎 印

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

申請 平成○○年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る財産処分承認_{届出}書(<u>※</u>)

平成○○年度において、情報通信技術利活用事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、申請します。

関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。 (※

※申請、届け出のいずれかを記載してください。

記

- 1 補助事業の区分 ICT地域のきずな再生・強化事業
- 2 処分の内容 廃棄
- 3 処分の理由 平成○○年○月に発生した台風○号による破損による.
- 4 取得財産の概要
 - (1) 設備の名称 〇〇
 - (2) 設備の設置者(事業主体)の名称 ○○
 - (3) 施設の所在地 〇〇市〇〇町〇〇
 - (4) 事業費

(ア)	国庫補助金	000, 000円
(1)	都道府県負担金	000,000円
(ウ)	市町村負担金	000,000円
(工)	一般社団法人等負担金	000,000円
(才)	電気通信事業者事業者負担金	000,000円
(カ)	その他法人等負担金	000.000円

- 5 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方(注2) -
 - (2) 処分しようとする財産の範囲 ○○○ (処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)
 - (3) 処分の期間(注2)
 - (4) 処分の条件(注2) -

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。) 見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年総官会第790号)に定める額を記入する。)

6 添付書類

間接補助事業者から都道府県に対する承認申請・届出書の写し(間接補助事業の場合に限る。)

Q&A

【共通】

問1 事業費の上限額はあるか。

(答)

上限額は設定していない。

具体的な事業の計画内容、将来に向けた事業運営の方向性が固まっているか、適切な運営体制が構築できるか、費用対効果の高いものか、目的を達成するために必要最低限の設備となっているか等の視点から総合的に審査を行い、予算の範囲内において交付決定を行うこととなる。

問2 当該事業の実績報告前に設備設置が完了した部分から順次サービスを開始すること は可能か。

(答)

可能である。

ただし、サービス開始にあたっては、地元住民や関係機関等との調整や関係法令上の手続き等には留意すること。

問3 サーバ・ルータ等を補助事業者の施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の 施設に置くことは可能か(サーバ等は補助事業者に所有権があるものとする)。

(類問)

事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か。

(答)

可能である。

当該機器については、補助事業で取得したものとわかるようにし、交付の目的どおりに事業に供されているか、補助事業者が責任を持って管理・確認することが必要。

問4 民間施設のフロアを借り上げてセンター・局舎施設として整備することは可能か。

(答)

当該施設の一部を設置スペースとして借用し、事業目的に沿った形で使用されることが明確に定められていること、補助事業で取得した財産等が取得財産等に関する処分制限期間程度以上に維持されることが長期の賃貸契約、協定書、覚書等により確保されることを条件に整備することは可能である。ただし、補助対象となるのは当該フロアに設置する設備費であり、施設の借用に係る費用は補助対象外となる。

問5 事業主体が所有するサーバをプロバイダ等に設置するサービス (ハウジングサービス) の利用は認められるか。

(答)

プロバイダ等のハウジングサービスを利用する場合は、センター・局舎施設へのサーバの設置と位置付けて設置することは可能である。ただし、ハウジングサービスを利用するにあたっては、改築ができない場合又は改築のための床上げ工事等を実施しても事業主体の公的固定資本の増加として計上できない場合は、センター・局舎施設の整備はなかったものとして取り扱う。

(更問) 公的固定資本の増加を伴う場合とはどのような場合か。

(答)

床上げ工事等の公共施設等の改修により、事業主体が所有する財産の価値が増加する場合をいう。

問6 予備の機器は補助対象となるのか。

(答)

災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる(所謂ホットスタンバイ)仕組みとなっている場合は補助対象となる。ただし、余分(補完的)に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備機器等は事業完了後翌年度以内に供用されない設備なので、交付要綱第4条別表において予備の機器が明示されている場合を除き、原則補助対象外である。

問7 本補助金で設置するインフラについて、ループ化、2ルート化を採用したい。補助 対象となるか。

(答)

施設・設備の信頼性を高めるループ化、2ルート化については、必要最小限の構成と認められる場合のみ補助対象とする。

問8 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

(答)

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の補助対象とすることができるが、目的を異にする事業」と共用する施設・設備については、比例按分(例:面積按分等)の合理的な方法で按分すること。

※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

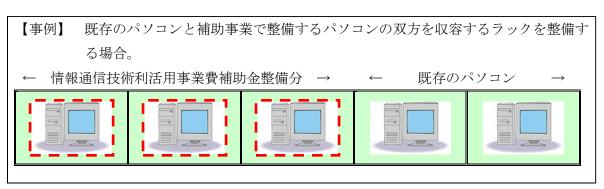
1 例えば、ラックであれば、役所内部の電算用のPCを配置したり、センター施設であれば、 図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が地域情報化と相違す る場合。 【事例】 センター・局舎施設を図書館など別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積 按分を採用した場合。 (例:○○市多目的施設) ○○市センター施設(A) ○○市図書館(B)

○○市センター施設(A) ※補助事業部分

共用部分(C)

答)

補助事業の専有面積(A)と他施設(ここでは図書館)の専有面積(B)により、建物工事の出来高を按分する。共有部分(C)については、(A)と(B)の面積の比率で按分する。



(答)

当該ラック全体を補助金の補助対象とすることは可能である。ただし補助金の目的である特定地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決し、もって被災地域の復興を促進することとは明らかに目的の異なる事業と共有する場合は、占有面積等で比例按分すること。

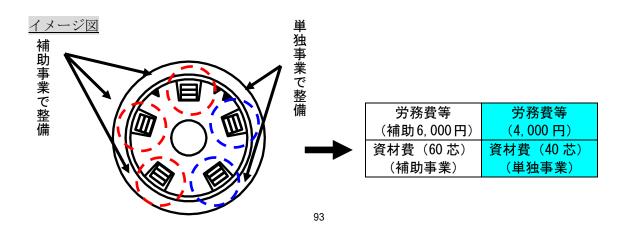
(理由)

当該ラックは、当該事業の遂行に必要なものであると認められるため。

問9 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。

(答)

資材費(光ケーブル)、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費(光ケーブル)の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費(諸経費等)や雑材料費については、補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率(芯線全体の按分比率)により補助対象経費を算出する。



【光ファイバの部材費の按分方法】

光ファイバの部材費については、区間毎に補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバの単価(/m)を乗じて補助対象経費を算出する。

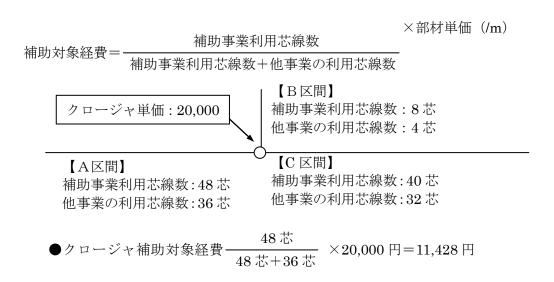
補助事業利用芯線数 補助事業利用芯線数+他事業の利用芯線数

| 100m | 300m | 100m | 100m

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記 按分比率により算出する。

【光ファイバ以外の部材費の按分方法】

光ファイバ以外の部材費(例えばクロージャ)については、補助事業の利用芯線数と他事業の利用芯線数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。



※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按 分比率により算出する。

【工事費(共通経費も含む)の按分方法】

光ファイバの敷設工事など、区間毎に復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率が 異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバの敷設工事等の全体 経費を、①-(ア)で示した補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の 比率(芯線全体の按分比率)で按分し、補助対象経費を算出する。

補助事業利用芯線の距離換算値

按分比率= -

補助事業利用芯線の距離換算値+他事業の利用芯線の距離換算値

補助対象経費=光ファイバの敷設工事費等×按分比率

○ 100m ○ 300m ○ (B区間)

補助事業利用芯線数:40 芯 他事業の利用芯線数:32 芯

補助事業利用芯線数:8芯 他事業の利用芯線数:4芯

光ファイバ敷設工事費合計:1,000,000円

●補助事業距離換算値=
$$\frac{40 \, \mbox{\tilde{\t$$

●按分比率=
$$\frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m}+144.4\text{m}}$$
=0.639

●補助対象経費=1,000,000 円×0.639=639,000 円

問10 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事(補助対象外部分)」の範囲は何か。

(答)

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業 の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

(更問) 出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、 値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを 項立て計上すること。

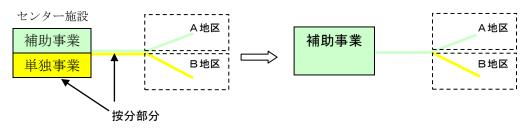
- ①支出項目毎(契約単位)で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業補助対 象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ②事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- 問11 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。

(答)

他事業との費用按分が必要となる事例としては、一つの施設や設備を他事業と一体的に整備する場合である。しかし、施設や設備の整備を物理的、面的に区分けすることで按分を回避することも可能。方法については、随時総務省へ相談願いたい。

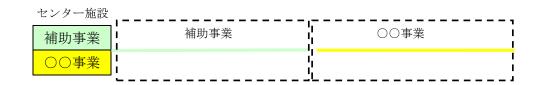
【例1:センター施設と線路設備を敷設(A地区とB地区に整備)する場合】

→一体的に実施する事業が、補助事業と同目的の事業であれば、費用区分を工区割りと し、共通部分(センター施設や幹線部分)はどちらかの事業で全額負担する。



【例2:センター施設と線路設備を敷設(A地区とB地区に整備)する場合】

→一体的に実施する事業が、補助事業と目的が異なる場合(例えば、農業振興地域のみを整備対象としている施策や特定の施設・設備のみを補助対象としている補助金等)は、単純な工区割りや事業費をどちらかの事業に寄せるということはできないため、原則按分で対応することになるが、工区などで切り分けができる場合もある。以下の図では、センター施設については、芯数や対象世帯数等で費用按分をし、線路設備については、エリアで区分する。



問12 設備の設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。

(答)

設備の設置に必要な部分のみの工事を補助対象とする。

問13 公共施設等に設置する情報通信端末に制限はあるか。

(答)

Ⅱ. 6. (2) 補助対象範囲・経費による。

ただし、本事業の目的達成のための必要最小限の台数とし、過大な整備と認められる場合は査定する可能性があることに留意すること。

問14 地方公共団体又は地方公共団体から間接補助を受けて事業を実施する者が、補助金 を受けて整備した設備等を用いてCM配信等の収益事業を行うことは問題ないか。

(答)

地方公共団体又は地方公共団体から間接補助を受けて事業を実施する者が、情報通信技術 利活用事業費補助金により整備した設備等を活用してCM配信、電気通信役務の提供等の収益事業(以下、「収益事業」という。)を行うことは、次の全ての条件を満足する場合に限り、補助事業の目的に反しないものと解釈されることから、要綱上の手続きを経ずに実施するこ とが可能である。ただし、当分の間、条件の適合状況を把握するため収益事業の実施状況報告を求めることとする。なお、これらの条件を満たさない収益事業の実施により、相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を補助事業者にあっては国、間接補助事業者にあっては補助事業者に納付すべき旨を命ずることがある。

- 1 収益事業により事業の目的遂行に悪影響を与えないこと。
- 2 収益事業は、補助事業又は間接補助事業の運営費や整備した設備等の維持、管理、保 守等に充てることを原則とすること。
- 3 関係法令を遵守すること

問15 応急仮設住宅にかかる整備は補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。

また、応急仮設住宅の入居者が当該応急仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備である場合に、当該応急仮設住宅の撤去に伴い補助事業の目的を達成したため処分するものである場合は、届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、財産の処分による収入があった場合は、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる場合がある。

問16 緊急性があったため、一部設備を単独経費で設置してしまったが、その経費は認め られるか。

(答)

交付決定前に着手した工事等に要する経費は補助対象として認められない。

問17 迅速なシステム導入を図るため、当該地域に精通している事業者と随意契約を結ん でよいか。

(答)

原則として競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合は、地方自治法等の定めに基づき適正な契約手続きを行うこと。

問18 設備の調達や設置工事を一期の発注ではなく、分割発注することは可能か。

(答)

可能である。ただし、同種の調達を分割発注すると一般に諸経費率が高くなるので、そうならないよう工事費等を積算されたい。

例) 直接工事費がA地区500万円、B地区700万円の場合

A地区、B地区ごとに諸経費を算出するのではなく、A地区とB地区の直接工事費を合算した1,200万円に対して算出される諸経費率を上限に発注する。

問19 特定地方公共団体とそれ以外の地方公共団体が連携主体となって事業を行いたい が補助の対象となるか。

(答)

可能である。ただし、特定地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決し、被災地域の復興を促進するとの補助金の目的に合わない事業は認められず特定地方公共団体以外の地方公共団体が目的外の事業を行うことは認められない。

なお、自治体クラウド導入事業については、連携主体に含まれる特定地方公共団体以外の地 方公共団体は補助対象外とする。

問20 納品時期が遅れ、8芯ケーブルが入手できない。早期に入手できる12芯ケーブル を8芯区間にも用いることとしたい。全額補助対象としてよいか。

(答)

納期を理由に上位スペックの機器等を採用することは認められない。ただし、上位スペックの機器等であっても元々採用を予定していた機器等の価格の範囲内で納入されるのであれば、補助対象と認めることもある。

問21 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合 合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。
- 問22 ランニングコストについて5年分を一括して先払いできる料金体系を提供しているところもあるが、補助の対象となるか。

(答)

ランニングコストは、補助対象外である。

間23 交付決定はいつごろになるか。

(答)

平成24年3月以降、審査が完了したものから交付決定の通知を行う予定である。

問24 本補助金の補助率は、3分の1とのことだが、地方負担分については何らかの措置 はあるのか。

(答)

平成23年度3次補正予算による「被災地域情報化推進事業」により発生する地方負担額は、震災復興特別交付税によりその全額が措置される。

(1/30 追加)

問25 複数の補助事業について交付申請を行う場合、申請書を1つにまとめる必要はあるのか。また、共用する設備等の整備を計画している場合、事業費の積算はどのように行えばよいか。

(答)

複数の補助事業について交付申請を行う場合、原則として 1 つの申請書にまとめて提出すること。申請書を1つにまとめた場合の補助事業に要する経費の見積書や工事概要書等の添付資料については、補助事業毎に提出すること。複数の補助事業の対象になっている設備であって、共用が可能なものについては、原則として当該複数の補助事業で共用すること。その際は、単独事業や他省庁国庫補助事業等を併せて実施する場合と同様の考え方で積算を行うものとし、複数の補助事業で共用する設備である旨、見積書の備考欄に明記すること。

なお、複数の申請書に分けて申請を行う場合は、別の申請書を提出している旨及び○○事業と併せて実施予定等、他の事業との関連性を様式第一号別紙1の備考欄に明記すること。

(2/9 追加)

問26 1つの事業区分について複数の事業の交付申請を行うことは可能か。

(答)

同一の申請者が、1つの事業区分の中で複数の事業の交付申請を行うことはできない。 1つの事業区分の中で複数の事業を行いたい場合は、1つの申請にまとめる必要がある。

(2/9 追加)

問27 交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。

(答)

以下の点に留意願う。

(1) 小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号))に準じ、原則、切り捨てとする(次の(3)③の経常利益率を除く)。

ただし、補助事業者又は間接補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

(2) 外貨建て取引経費の円換算

- ・海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者又は間接補助事業者の規程等によるレートを使用すること(その際、レート換算の証拠書類を添付)。
- ・為替差益損については、経費の対象外とする。

(3) 自社、100%子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除 間接補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式(※)による一般 競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものからも応札があった場合 を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式(自動落札方式): 定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式(競争契約の原則的選定方式)。

- 間接補助事業者自身
- ・間接補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社
- ・協議会等の構成員及びその100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社

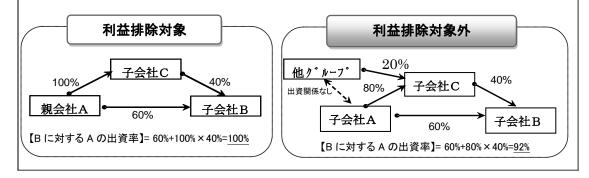
なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が 採用できない場合は③を適用すること。

<利益排除の方法>

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告(損益計算書)における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等(決算書上の利益が赤字若しくは0の場合)の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値(X. X%)とする。
- ※③の場合は、実績報告時点の直近の確定決算における値を使用する。

<100%出資の考え方>

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



・事業期間中の変更について

事業期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合、もしくは100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更すること。

・発注経費の妥当性を証する書類

利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

【「東北地域医療情報連携基盤構築事業」関係】

問1 申請主体に制限はあるか。

(答)

事業の申請主体は岩手県、宮城県、福島県及びそれらの市町村(連携主体を含む)であり、 復興特区法第4条第1項の特定地方公共団体よりも対象を限定しているため注意を要する。

問2 交付は1県あたり1つの二次医療圏に限られるか。

(答)

1県当たりの交付対象数を限定しておらず、複数の二次医療圏の申請も可能である。

問3 要綱でいう、「医療機関間の遠隔相談」、「遠隔健康管理による健康指導」のみの申請 も可能か。

(答)

本事業については、医療機関が保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築をその主眼とするものであって、医療情報連携基盤の構築を伴わない申請については認められない。

【「ICT地域のきずな再生・強化事業」関係】

問1 「避難住民等」とはどのような者を想定しているのか。

(答)

「避難住民等」とは、例えば、東日本大震災の影響によりこれまで生活していた場所からの避難を余儀なくされ、現時点において、一時的に仮設住宅、借り上げ住宅、みなし仮設住宅等震災発生前の居住地と異なる場所で生活している者を想定している。

問2 臨時災害放送局による行政情報等の配信エリアを拡大するため、中継局の整備事業を 行いたいが、補助対象となるのか。

(答)

補助対象となる。ただし、臨時災害放送局の中継局を整備することが、交付要綱に規定する補助事業の目的を達成するために必要かつ効果的と判断される場合であり、かつ、地方公共団体が適正な規模で整備を行う場合に限ることとする。事業計画を策定する際は、住民ニーズがあることや当該放送局の整備による費用対効果等を十分調査した上で、交付申請の際にはそれを客観的に示す書類を添付すること。

また、無線局免許の許認可を必要とするシステムについては、事業計画を策定する段階で管轄の総合通信局と相談を行い、制度上・技術上実現可能であるか、またそのスケジュールについて十分に調整をすること。

問3-1 コミュニティFM局を活用した行政情報等の配信エリアを拡大するため、中継局の整備事業を検討しているが、補助対象となるのか。

(答)

公営の受信障害対策中継局は法令上認められていることから補助対象となる。ただし、コミュニティFM局を活用することが、交付要綱に規定する補助事業の目的を達成するために必要かつ効果的と判断される場合であり、かつ、地方公共団体が適正な規模で整備を行う場合に限ることとする。事業計画を策定する際は、住民ニーズがあることや当該放送局の整備による費用対効果等を十分調査した上で、交付申請の際にはそれを客観的に示す書類を添付すること。

また、無線局免許の許認可を必要とするシステムについては、事業計画を策定する段階で管轄の総合通信局と相談を行い、制度上・技術上実現可能であるか、またそのスケジュールについて十分に調整をすること。

(5/29 追加)

問3-2 コミュニティFM局を活用した行政情報等の配信エリアを拡大するため、親局の 送信場所をより高い場所に移設することを検討しているが、補助対象となるのか。

(答)

親局をより高い場所に移設する方が効率的であると認められる場合には、補助対象となる。

(5/29 一部修正)

問4 公設民営で運営するコミュニティFM局を開設したいと考えているが、補助の対象と することは可能か。

(答)

コミュニティFM局は、言論報道機関の一員であることから、親局、スタジオ設備など すべての設備を国の補助金で整備というのは、原則、好ましくない。

しかし、実際に運営する民間の実施主体の自主性、自立性が確保されており、これまでの実績から言ってもそのような疑念を受けないような背景(※)がある場合にあっては、例外的に、公設民営の運営体制を認めることもあり得る。

※国の補助なしの自助努力で施設を整備し、一定期間、自助努力で運営してきた実績がある場合等。該当する案件がある場合は、個別に相談すること。

問5 無線を活用した情報配信システムを構築することを検討しているが、申請前に総合通 信局等に相談することが必要か。

(答)

無線(周波数)を利用する事業については、周波数割合の可否や技術上の問題点を申請前に把握し、解決することが必要であることから、事前に総合通信局に相談すること。

問6 エリア放送による情報配信を検討しているがホワイトスペース(空周波数)があるか どうかわからないがどのように調査すればよいか。

(答)

エリア放送型システムについては平成24年度からの実用化を目指した制度整備を現在検 討中であり、現時点(申請を受け付けている時点)では使用可能な目安となる周波数につい て事前にお知らせする仕組みは準備できていない。

なお、実験試験局として運用する場合は、事業計画を検討する段階で、総合通信局までご 相談いただきたい。

問7 市立図書館等の公共施設や仮設住宅の集会場に整備するサイネージ端末は補助対象 となるか。

(答)

需要調査等の結果を踏まえ、事業目的を達成する上で、複数の者が利用することを前提に、 市立図書館等の公共施設や仮設住宅の集会場に補助事業者がサイネージ端末を整備すること が必要な場合は、必要最小限の台数を整備することが可能である。

問8 補助対象者に制限があるか。

(答)

対象者は特定地方公共団体等となるが、申請時には情報提供の対象となる仮設住宅等に避難している住民等に関する資料等「ICT 地域のきずな再生・強化事業」を行う必要性を客観的に示す資料の提出が求められ、避難住民等に対する行政情報の提供等、きずな事業の目的に資する内容か示すことが必要である。

【「被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業」関係】

問1 別表(1)設備費に(イ)情報通信端末が挙げられ、この例として「就労履歴カードを読み取るための RFID リーダー付携帯端末等」が挙げられているが、そのほかにどのようなものが補助対象となりえるのか(「等」の内容如何。)。

(答)

「RFID リーダー付携帯端末」でなくとも、通常の携帯端末に外付けすることが可能なリーダーを購入し、それを携帯端末に外付けして就労履歴カードを読み取る方法等が考えられる。

問2 土木・建設等の労働者や事業者は、本システムを無償で利用できるのか。それとも利 用料金を払う必要があるのか。

(答)

(【共通】問22の(答)にもあるとおり、)本補助事業に係るいわゆるランニングコストは補助対象外である。また、(別表に掲載のない)就労履歴カード発行費用は補助対象外である。これら補助対象外の経費(同システムの維持・管理に係る運営費用、問い合わせ対応のためのコールセンター運営費用、就労履歴カードの発行費用等)をまかなうために、間接補助事業者が受益者負担の観点から、本システムを利用する土木・建設等の労働者や事業者から一定の負担を求めることが想定される。

【「被災地域ブロードバンド基盤整備事業」関係】

問1 ONU等、各家庭に設置される端末は補助の対象となるか。

(答)

各家庭に設置される端末も交付対象となる。但し、整備事業者以外の所有となるものについては補助の対象とはならないので注意すること。補助対象として疑義がある場合は事前に相談されたい。また、宅内端末については、制度上は補助対象として扱うが、予算の状況に応じて査定される可能性が高いことを留意すること。

問2 復興計画により流出地域にあった住宅地は商業地とされ、流出地域にあった住宅については、高台に移転することとなった。当該高台にブロードバンドを整備する場合、 補助の対象となるか。

(答)

補助対象となる。本事業は、流出地域の復興に係る居住地域における超高速ブロードバンド基盤の整備が対象だが、当該居住地には、高台等の流出地域から離れている場合も含まれる。ただし、新たに整備する居住地が、民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な場合に限るので注意すること。

問3 情報通信利用環境整備推進交付金のように、公共アプリケーションの導入を視野に入れた基盤整備とする必要はあるか。

(答)

本事業では、公共アプリケーションの導入は要件としていない。

【「スマートグリッド通信インタフェース導入事業」関係】

問1 補助対象範囲として「通信機能付き電力変換装置(発電・蓄電装置含む)」が挙げられているが、通信機能がついていれば太陽光発電装置、燃料電池、蓄電池等も補助対象となるのか。

(答)

発電・蓄電装置も補助対象に含まれる。ただし、本補助事業においては、通信インタフェースの標準化に資する成果が期待されていること等を勘案し、適正な規模で整備を行う場合に限ることとする。

【「災害に強い情報連携システム構築事業」関係】

問1 道県が申請することも可能か。

(答)

可能である。

問2 災害関連情報の収集や配信については既存システムを活用し、無線通信インフラのみを整備したいが補助の対象となるか。

(答)

本事業においては、災害関連情報の管理・配信システムの構築を行わず、無線通信インフラ整備のみを行うことはできない。

問3 災害情報集約機能のみの整備でも補助の対象となるか。(例:GIS に土地所有者情報、 道路幅員、住基データ、要援護者等を記載し、被災台帳とリンクさせ罹災証明発行用 に使用したい。)

(答)

本事業は住民への災害関連情報の配信を目的としており、地方公共団体の内部管理業務の電子化のみでは対象とならない。

問4 情報配信システムのサーバを設置した市役所本庁舎と、情報通信端末を設置した支 庁・公共施設等や通信事業者・放送事業者等との間を結ぶ伝送路設備を補助金により 整備することは可能か。また、災害関連情報の一元管理を外部事業者等の施設内に設 置されたサーバを利用して行う場合はどうか。

(答)

本事業において、補助対象となる伝送路設備は以下の2つの類型いずれかに該当し、かつ、 既存の伝送路が存在しない場合に限る。

- ① 情報配信システムのサーバを設置した庁舎等の施設と、支庁舎等の他の公共施設を結ぶ場合
- ② 情報配信システムのサーバを設置した庁舎等の施設と、本事業によって整備する鉄 塔等の無線施設を結ぶ場合

ただし、上記2つの類型のいずれにも該当しないものであって、地域特性等により、専用 伝送路の整備が必要な特段の理由がある場合は、担当課に照会すること。 問5 補助金によって整備したシステムや機器等を利用して、災害時以外における住民向け 情報等の配信を行うことは可能か。

(答)

災害時に円滑に活用するために平常時から本事業において整備したシステムを使用することは、事業の目的にも合致するものであるため、交付申請時に提出する事業計画書に、想定する災害時以外での活用方法を記載すること。ただし、交付決定に際しては、災害時以外の情報配信の為のシステム等を構築するために追加で必要となる費用が過大となっていないか等を考慮した上で査定を行う。なお、補助金により整備したシステムや機器を、交付要綱所定の手続を経ずに交付決定内容以外の目的で利用することはできず、場合によっては補助金返還に至るケースもあるので、適宜、担当課への照会を行うこと。

【「自治体クラウド導入事業」関係】

問1 連携主体で申請することはできないのか。

(答)

申請できる。ただし、補助対象事業は、特定地方公共団体(市町村に限る。一部事務組合 及び広域連合を含む。)が行う事業に限定される。

問2 2つの特定地方公共団体が、共同で利用する自治体クラウドシステムの導入を検討しているが、申請は代表となる特定地方公共団体から行えばよいのか、それとも費用を按分した上で、それぞれの特定地方公共団体から申請を行うことが必要なのか。

(答)

どちらの方法で申請を行ってもよい。

問3 特定地方公共団体とそれ以外の地方公共団体が、共同で利用する自治体クラウドの導入を検討しているが、補助に制限等はあるか。

(答)

補助対象事業は、特定地方公共団体(市町村に限る。一部事務組合及び広域連合を含む。) が行う事業に限定されるため、それ以外の地方公共団体が行う部分(当該地方公共団体が負担する経費)については補助対象外となる。

問4 自治体クラウドの導入に伴って、新規に業務システムを追加する場合、補助対象となるか。

(答)

住民に関する事務の処理に係るシステムを新規に追加する場合は補助対象となるが、本補助金の交付については、基幹系システムのクラウドサービスへの移行が優先される。

問5 自治体クラウドの導入に際して、自庁舎内にバックアップ機能を有するシステムを構築する場合、補助対象となるか。

(答)

自治体クラウドの導入と併せた取組であれば、補助対象となる。

問6 自治体クラウドの導入に際して、自庁舎のシステム全体についての最適化計画を策定 する場合、補助対象となるか。

(答)

住民に関する事務の処理に係るシステムをクラウドサービスへ移行することを目的とした 計画を策定する場合は補助対象となるが、自庁舎のシステム全体についての最適化計画は基 本的に補助対象外となる。 付録特定地方公共団体等交付要綱ひな形

※下記において、地域医療情報連携基盤構築事業、就労履歴管理システム構築 事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業を間接補助で行う場合 の、特定地方公共団体等における交付要綱のひな形を示すが、これらについ てはあくまで一例であり、交付要綱の作成にあたっては、各特定地方公共団 体等の規定等に基づき作成すること。

〇〇県(市・町・村)地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱(ひな形)

平成○○年○○月○○日○○県(市・町・村)告示○○号

(趣旨)

第1条 ○○<u>県(市・町・村)</u>は、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱(平成23年12月19日総国政第95号)に基づき、地域における医療情報連携基盤の構築を行う者に対し、当該事業に要する経費を助成するための<u>●●県地域医療情報連携基盤構築事業費補助金</u>(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、<u>●●県補助金等交付規則(●年●●県規則第●号)</u>に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助事業」とは、法人又は民間企業等から構成される組織若しくは団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有するもの(以下「協議会等」という)が、地域の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者や住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築し、医療従事者等の関係者や本人による必要な情報の共有を可能とするとともに、医療機関間の遠隔相談、遠隔健康管理による健康指導等ができる仕組みを整備する事業をいう。
- 2 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付決定通知を受けた者をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は別表に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

- 第4条 <u>〇〇県知事(〇〇市長・〇〇町長・〇〇村長)</u>(以下「<u>知事(市長・町長・村長)</u>」 **という。**)は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、交付決定の額は、一件 あたり300万円を下限とする。
- 2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号

による交付申請書を知事(市長・町長・村長)に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税 及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相 当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第 226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分 の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額 して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明ら かでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

- 第6条 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに申請者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。
- 2 知事(市長・町長・村長)は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第 2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものにつ いては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するもの とする。
- 4 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を**知事(市**長・町長・村長)に提出しなければならない。

(変更等の承認)

- 第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を**知事(市長・町長・村長)**に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要が ある場合
 - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した別 記様式第5号による申請書を**知事(市長・町長・村長)**に提出し、その承認を受けなけ ればならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を知事(市長・町長・村長)に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、<u>知事(市長・町長・村長)</u>から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を<u>知事(市</u>長・町長・村長)に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を**知事(市長・町長・村長)**に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、**知事(市長・町長・村長)**の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに<u>県(市・町・村)</u>の会計年度が終了したときは、 交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を<u>知事(市</u> 長・町長・村長)に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合 には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事(市長・町長・村長)は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及

び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、別記様式第9号による額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合に おいて、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を 命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、**知事(市長・町長・村長)**は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 10号による精算(概算)払請求書を<u>知事(市長・町長・村長)</u>に提出しなければなら ない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容(第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく<u>知事(市長・町長・村長)</u>の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合
- 2 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに 係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は 一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事(市長・町長・村長)は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する

場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第 4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕 入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による報告書を**知事(市長・ 町長・村長)**に提出しなければならない。
- 2 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、 その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支 に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してお かなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産処分承認申請書を知事(市長・町長・村長)に提出し、知事(市長・町長・村長)の承認を受けなければならない総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を**県(市・町・村)**に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意 をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなけれ ばならない。
- 4 補助事業者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第234条の規定に準ずるものとすること。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事(市長・町長・村長)

の承認については、<u>総務大臣</u>が別に定める基準に該当する取得財産の処分であって、補助事業者が別記様式第12号による財産処分届出書を<u>知事(市長・町長・村長)</u>に提出した場合は<u>知事(市長・町長・村長)</u>の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

- 第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を<u>県(市・町・村)</u>に納付する場合には、速やかに様式第12号による財産処分承認申請書又は届出書を知事(市長・町長・村長)に提出しなければならない。
- 2 <u>知事 (市長・町長・村長)</u>は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。
- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、**知事(市長・町長・村長)**は、未納に係る 金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金 を徴するものとする。

(収益納付)

- 第20条 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を<u>県(市・町・村)</u>に納付すべき旨を命じることができる。
- 2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、**知事(市長・町長・村長)**が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、<u>知事</u> (市長・町長・村長) に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、**知事(市長・町長・村長)**が別に 定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内 容					
(1)設備費	(1)次に掲げる設備の設置等に要する経費					
	(ア) 送受信装置					
	(イ)伝送路設備					
	(光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む)					
	(ウ)情報通信端末					
	(遠隔医療相談システム、遠隔健康管理システムを含む)					
	(エ) 電源設備(予備電源設備を含む)					
	(才)ASP型電子カルテ					
	(カ) その他事業を実施するために必要な経費					
	(2)附帯工事費					
(2)企画・開発費	次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費					
	(1)プログラム開発に係る役務費(設計を含む)					
	(2)電子計算機使用料					
	(3) ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)					
	(4) その他事業を実施するために必要な経費					

様式第1号(第5条第1項関係)

番号年月日

<u>○○県知事(市長・町長・村長)</u> 殿

申請者の名称 代表者氏名 (注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 交付申請書

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金の交付を受けたいので、<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 交付を受けようとする補助金の額(注2) 金 , 千円
- 3 補助事業の概要
 - □ 別紙
- 4 添付資料
 - (1) 補助事業に要する経費の見積書
 - (2) 補助事業を協議会等が行うものについては、当該補助事業を行う協議会等を構成する全団体を列記したもの
 - (注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表

代表者名

印 」と記載

すること。

(注2) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。 補助金所要額-消費税仕入控除税額=補助金額

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
補助事業の目的	
実施地域	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申訂	事 業 費	
設備費		
企画・開発費		

備考

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(〇〇、〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者名」と記載すること。

添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 申請者に係る収支予算書(見込み) (※申請者が会計手続きを適切に行う体制を有していることを証明する書類)
- (3) 地域医療情報連携の全体図
- (4) その他参考となる資料

 番
 号

 年
 月

 日

申請者の名称 代表者氏名(注1) 殿

<u>○○県知事(市長・町長・村長)</u> <u>○○</u> 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金については、<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号。以下「要綱」という。)第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、
 - □ 申請書に記載されたとおりとする。
 - □ 一部修正の上、別紙のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

- 4 補助金の交付条件(注2)
 - ○補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)並びに要綱の規定に従わなければならない。
 - ○補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を要綱等に基づき審査した上で 確定させるものとする。

(注 1)協議会等にあっては、 「協議会等名(\bigcirc 0、 \bigcirc 0・・・及び \bigcirc 0)代表 代表者名」と記載する。

(注2)要綱第6条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
補助事業の目的	
実施地域	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申記	事 業 費	
設備費		
企画・開発費		

Г	/ .!!:	-12 .						
	備	考						
	1/113	,						

(注1) 協議会等にあっては、

番 号 年 月 日

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度 ○○県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、○○県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱(平成○○年○○○号)第7条第2項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請(平成 年 月日付け 第 号)を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

(注1)協議会等にあっては、

様式第4号(第8条第1項関係)

番 号 年 月 日

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるので、〇〇県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱 (平成〇〇年〇〇〇号) 第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

						(1 1 1/
	変更事項	変	更	前	変	更	後
内容							
経	設備費						
経費の配分	企画・開発費						
分 	合計						

- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要(添付書類 様式第1号関係)及び当該事業に係る積 算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付 決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な場合を 除く。)しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記する こと。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額-消費税仕入控除税額=補助金額

(注1) 協議会等にあっては、

様式第5号(第8条第2項関係)

 番
 号

 年
 月

 日

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 補助事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金補助事業を中止 (廃止) したいので、〇〇県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱 (平成〇〇年〇〇〇号) 第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止 (廃止) する事業内容
- 2 事業を中止 (廃止) する理由
- 3 経費の支出額内訳

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
設備費			
企画・開発費			
合 計			

- 4 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)
 - (1) 中止期間 年 月 日 \sim 年 月 日
 - (2) 完了予定日 年 月 日
- (注1)協議会等にあっては、

様式第6号(第9条関係)

番号年月

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱 (平成〇〇年〇〇〇号) 第9条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注1)協議会等にあっては、

様式第7号(第10条関係)

番 号 年 月 日

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 補助事業状況報告書

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
設備費					
企画・開発費					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

(注1)協議会等にあっては、

様式第8号(第11条第1項関係)

番 号 年 月 日

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1)

囙

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 補助事業(年度終了)実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度 OO県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、平成 年度における実績について、OO県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

交付決定年月日	概算払金額	補助金交付
補助金交付額	(累計)	実績額

2 事業の実施状況 (注2)

着工日	
完 了 日	

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予 算 額		実 績 額
事業者等の負担金			
自己資金			
その他()(注3)			
小 計			
合 計			

(円)

		(1 4)
	支 出	
経費区分	予 算 額	実績額(支出額合計)
設備費		
企画・開発費		
合 計		

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円 補助金所要額 – 消費税仕入控除税額 = 補助金額

- 5 添付書類
 - (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
 - (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1)協議会等にあっては、

- (注2)補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。
- (注3) 財源の内容を記入すること。

 番
 号

 年
 月

 日

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 殿

○○県知事(市長・町長・村長) ○○ ○○ 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度<u>○○県</u>(市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金の額を、<u>○○県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱(平成○○年○○○号)第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第12条第3項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付確定額
設備費	
企画・開発費	
合 計	

3 返還額

(注1)協議会等にあっては、

様式第10号(第13条第2項関係)

番号年月日

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金の精算払(第 回概算払)を受けたいので、〇〇県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第13条第2項の規定により、下記のとおり請求(返還)します。

記

- 1 請求(返還)金額 金 , 千円也
- 2 内 訳(注2)

(精算払の場合)

(千円)

		確定額	概算払受領額	差引請求(返還)
経費区分	交付決定額	A	В	額
				A - B
設備費				
企画・開発費				
合 計				

(概算払の場合)

(千円)

経費区分	交付決定額 A	前回までの概算 払受領額B	今回請求額 C	残 額 A-B-C
設備費				
企画・開発費				
合 計				

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 負の金額には△印を付すこと。

様式第11号(第15条第1項関係)

番 号 年 月 日

<u>○○県知事(市長・町長・村長)</u> 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

○○県 (市・町・村) 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱 (平成○○年○○号) 第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(交付要綱第12条による額の確定額) 円
- 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 (3-2) 円

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号(第17条第1項、第18条、第19条関係)

番 号 年 月 日

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(市・町・村)</u>地域医療情報連携基盤構築事業費補助金 承認申請 に係る財産処分届 出書

平成 年度において、〇〇県(市・町・村)地域医療情報連携基盤構築事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、 〇〇県(市・町・村)地域医療情報連第17条第1項携基盤構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号) 第18条 の規定に基づき、申請します。 関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 処分の内容 (取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
 - (1) 設備の名称
 - (2) 設備の設置者(事業主体)の名称
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 補助金
 - (イ) 借入金
 - (ウ) 自己資金
 - (エ) その他(具体的に)
- 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方(注2)
 - (2) 処分しようとする財産の範囲 (処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面

等を添付すること。)

- (3) 処分の期間(注2)
- (4) 処分の条件(注2)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。) 見込額を記入する。)

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

〇〇県 (北海道) (市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱

平成○○年○○月○○日○○県(道・市・町・村)告示○○号

(趣旨)

第1条 〇〇県(道・市・町・村)は、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱(平成23年12月19日総国政第95号)に基づき、就労履歴管理システムの構築を行う者に対し、当該事業に要する経費を助成するための補助金を交付するものとし、その交付に関しては、〇〇県(道・市・町・村)補助金等交付規則(〇〇年〇〇県(道・市・町・村)規則第〇〇号)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助事業」とは、法人又は民間企業等から構成される組織若しくは団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有するもの(以下「協議会等」という。)が、土木、建設等の労働者に対して個人識別情報を含む登録証を発行し、入退場や安全講習履歴、作業内容等を自動記録することを通じ、被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保や就労履歴の正確な捕捉・管理を行うシステムを構築する事業をいう。
- 2 この要綱において「補助事業者」とは、就労履歴管理システム構築事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付決定通知を受けた者をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表に掲げる経 費の総額とする。

(交付額)

- 第4条 〇〇県(北海道)知事(〇〇市長・〇〇町長・〇〇村長)(以下「知事(市長・町長・村長)」という。)は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、交付決定の額は、一件あたり300万円を下限とする。
- 2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号による交付申請書を**知事(市長・町長・村長)**に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

- 第6条 **知事**(市長・町長・村長) は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに申請者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。
- 2 知事 (市長・町長・村長) は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第 2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものにつ いては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するもの とする。
- 4 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を**知事(市) 長・町長・村長)** に提出しなければならない。

(変更等の承認)

- 第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を<u>知事(市長・町長・村</u> 長)に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

- ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要が ある場合
- イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を**知事(市長・町長・村長)**に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を**知事(市長・町長・村長)**に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、<u>知事(市長・町長・村長)</u>から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を<u>知事(市</u>長・町長・村長)に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を**知事(市長・町長・村長)**に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、**知事(市長・町長・村長)**の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに<u>OO県(道・市・町・村)</u>の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を **知事(市長・町長・村長)**に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合 には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及 び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付

- の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、別記様式第9号による額の確定通知書により通知するものとする。
- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合に おいて、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を 命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、**知事(市長・町長・村長)**は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 10号による精算(概算)払請求書を<u>知事(市長・町長・村長)</u>に提出しなければなら ない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 **知事(市長・町長・村長)**は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容(第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく<u>知事(市長・町長・村長)</u>の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3)補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合
- 2 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに 係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は 一部の返還を命ずるものとする。
- 3 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年

- 10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第 4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕 入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による報告書を<u>知事(市長・</u> 町長・村長)に提出しなければならない。
- 2 <u>知事 (市長・町長・村長)</u>は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、 その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支 に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してお かなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産承認申請書を知事(市長・町長・村長)に提出し、知事(市長・町長・村長)の承認を受けなければならない(総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を**〇〇県(道・市・町・村)**に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意 をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなけれ ばならない。
- 4 補助事業者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第234条の規定に準ずるものとすること。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事(市長・町長・村長) の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分であって、補 助事業者が別記様式第12号による財産処分届出書を<u>知事(市長・町長・村長)</u>に提出 した場合は<u>知事(市長・町長・村長)</u>の承認があったものとして取り扱う。ただし、当 該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

- 第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を〇〇県(道・市・町・村)に納付する場合には、速やかに様式第12号による財産処分承認申請書又は届出書を知事(市長・町長・村長)に提出しなければならない。
- 2 <u>知事 (市長・町長・村長)</u>は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。
- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、**知事(市長・町長・村長)**は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

- 第20条 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備 の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を<u>〇〇県(道・市・</u> 町・村)に納付すべき旨を命じることができる。
- 2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、**知事(市長・町長・村長)**が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、<u>知事</u> (市長・町長・村長) に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、**知事(市長・町長・村長)**が別に 定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内 容	
(1)設備費	次に掲げる設備の設置等に要する経費	
	(1)情報通信端末	
	(2) その他事業を実施するために必要な経費	
(2)企画・開発費	次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費	
	(1)プログラム開発に係る役務費(設計を含む)	
	(2)電子計算機使用料	
	(3) ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)	
	(4)データ構築に係る費用	
	(5)データセンターに係る費用	
	(6)その他事業を実施するために必要な経費	

様式第1号(第5条第1項関係)

番号年月日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

申請者の名称 代表者氏名 (注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(北海道)(市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業 費補助金交付申請書

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業費補助金の交付を受けたいので、<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 交付を受けようとする補助金の額(注2) 金 , 千円
- 3 補助事業の概要
 - □ 別紙
- 4 添付資料
 - (1) 補助事業に要する経費の見積書
 - (2) 補助事業を協議会等が行うものについては、当該補助事業を行う協議会等を構成する全団体を列記したもの
 - (注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表

代表者名

印 」と記載

すること。

(注2) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。 補助金所要額ー消費税仕入控除税額=補助金額

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
補助事業の目的	
実施地域	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申記	青額	事 業 費
設備費		
企画・開発費		

備	考							

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名」と記載すること。

添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 事前の安全講習や労災等の事後救済の必要性が特に求められる就労現場が 多く含まれていることを示す資料
- (3) 補助金によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法

 番
 号

 年
 月

 日

申請者の名称 代表者氏名(注1) 殿

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) ○○ ○○ 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u> 就労履歴管理システム構築事業費補 助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度<u>〇〇県(道・</u> 市・町・村)就労履歴管理システム構築事業費補助金については、<u>〇〇県(道・市・町・</u> 村)就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号。以下「要綱」 という。)第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、
 - □ 申請書に記載されたとおりとする。
 - □ 一部修正の上、別紙のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

- 4 補助金の交付条件(注2)
 - ○補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)並びに要綱の規定に従わなければならない。
 - ○補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を要綱等に基づき審査した上で 確定させるものとする。
 - ○補助事業者は、個人情報管理体制に関する規程を知事(市長・町長・村長)に提出し

なければならない。

- ○補助事業者は、当該事業の実施に当たって、個人情報の適正な管理を図ること。
- ○補助事業者は、当該事業の実施に当たって、土木、建設等の労働者やその雇用主にとって、過度の負担とならないように配意すること。

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名」と記載する。

(注2)要綱第6条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
補助事業の目的	
実施地域	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申記	補助金申請額						
設備費							
企画・開発費							

/ -11-	-1-7							
備	老							
ΝΠJ	,							

(注1) 協議会等にあっては、

番 号 年 月 日

○○県(北海道) 知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業費補 助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県 (道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇県 (道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第7条第2項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請(平成 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

(注1)協議会等にあっては、

様式第4号(第8条第1項関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道) 知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業の変 更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県(道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業の一部を変更する必要があるので、〇〇県(道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

	変	更	事	項		変	更	前		変	更	後	
内容													
経				3									
経費の配分		企画	・開	発費									
分			合計										

- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要(添付書類 様式第1号関係)及び当該事業に係る積 算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付 決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な場合を 除く。)しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記する こと。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額-消費税仕入控除税額=補助金額

(注1) 協議会等にあっては、

様式第5号(第8条第2項関係)

 番
 号

 年
 月

 日

○○県知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業中止 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県(道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業を中止(廃止)したいので、 〇〇県(道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年 〇〇〇号)第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止 (廃止) する事業内容
- 2 事業を中止 (廃止) する理由
- 3 経費の支出額内訳

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
設備費			
企画・開発費			
合 計			

- 4 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)
 - (1) 中止期間 年 月 日 \sim 年 月 日
 - (2) 完了予定日 年 月 日
- (注1) 協議会等にあっては、

様式第6号(第9条関係)

番号年月

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u> 就労履歴管理システム構築事業事故 報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県 (道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇県 (道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱 (平成〇〇年〇〇〇号) 第9条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注1)協議会等にあっては、

様式第7号(第10条関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業状況 報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県(道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、〇〇県(道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第10条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
設備費					
企画・開発費					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

(注1)協議会等にあっては、

様式第8号(第11条第1項関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1)

印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業(年度終了)実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度 \bigcirc 〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業費補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、平成 年度における実績について、 \bigcirc 〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇号)第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

-			· · · · · /
	交付決定年月日	概算払金額	補助金交付
	補助金交付額	(累計)	実績額

2 事業の実施状況 (注2)

着工日	
完 了 日	

3 事業収支総括表

(円)

	収 入		
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
,,,, ,,			
補助事業者の負担額	予 算 額		実 績 額
事業者等の負担金			
自己資金			
その他()(注3)			
小 計			
合 計			

(円)

		(1 4)
	支 出	
経費区分	予算額	実績額(支出額合計)
設備費		
企画・開発費		
合 計		

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円 補助金所要額 – 消費税仕入控除税額 = 補助金額

- 5 添付書類
 - (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
 - (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1)協議会等にあっては、

- (注2)補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。
- (注3) 財源の内容を記入すること。

 番
 号

 年
 月

 日

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 殿

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) ○○ ○○ 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業費補 助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度<u>〇〇県</u>(道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金の額を、<u>〇〇県(道・市・町・村)</u> 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、<u>〇〇県(道・市・町・村)</u> 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第12条第2項 の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付確定額
設備費	
企画・開発費	
合 計	

3 返還額

(注1)協議会等にあっては、

様式第10号(第13条第2項関係)

番号年月日

<u>○○県(北海道)知事(市長・町長・村長)</u> 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業費補 助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度 〇〇県(道・市・町・村)就労履歴管理システム構築事業費補助金の精算払(第 回概算払)を受けたいので、〇〇県(道・市・町・村)就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第13条第2項の規定により、下記のとおり請求(返還)します。

記

- 1 請求(返還)金額 金 , 千円也
- 2 内 訳(注2)

(精算払の場合)

(千円)

		確定額	概算払受領額	差引請求(返還)
経費区分	交付決定額	A	В	額
				A - B
設備費				
企画・開発費				
合 計				

(概算払の場合)

(千円)

経費区分	交付決定額	前回までの概算 払受領額B	今回請求額	残 額 A-B-C
	А	14又原領D	C	А В С
設備費				
企画・開発費				
合 計				

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 負の金額には△印を付すこと。

様式第11号(第15条第1項関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

○○県(道・市・町・村) 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成○○年○○号)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(交付要綱第12条による額の確定額) 円
- 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 (3-2) 円

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号(第17条、第18条関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道) 知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>就労履歴管理システム構築事業費補 承認申請 助金に係る財産処分届 出書

平成 年度において、 $\bigcirc\bigcirc$ **以 (道・市・町・村)** 就労履歴管理システム構築事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、 $\bigcirc\bigcirc$ **(道・市・町・村)** 就労履 第17条第1項 歴管理システム構築事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号) 第18条 の規定申請します。 に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 処分の内容 (取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
 - (1) 設備の名称
 - (2) 設備の設置者(事業主体)の名称
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 補助金
 - (イ) 借入金
 - (ウ) 自己資金
 - (エ) その他(具体的に)
- 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方(注2)
 - (2) 処分しようとする財産の範囲 (処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面

等を添付すること。)

- (3) 処分の期間(注2)
- (4) 処分の条件(注2)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。) 見込額を記入する。)

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

〇〇県(北海道)(市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金 交付要綱

 平成〇〇年〇〇月〇〇日

 〇〇県(道・市・町・村)告示〇〇号

(趣旨)

第1条 〇〇県(道・市・町・村)は、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱(平成23年12月19日総国政第95号)に基づき、スマートグリッドの通信インタフェースの導入を行う者に対し、当該事業に要する経費を助成するための補助金を交付するものとし、その交付に関しては、〇〇県(道・市・町・村)補助金等交付規則(〇〇年〇〇県(道・市・町・村)規則第〇〇号)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助事業」とは、情報通信技術の活用により地域コミュニティ内における高度なエネルギーマネジメントを実現するにあたり、法人又は協議会等が、当該地域コミュニティ内の電力供給側、電力需要側のそれぞれに設置される機器・設備等を通信ネットワークを介して制御するために必要な設備を整備する事業であって通信インタフェースの標準化に資する成果が期待できるものをいう。
- 2 この要綱において「補助事業者」とは、スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付決定通知を受けた者をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は別表に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

- 第4条 〇〇県(北海道)知事(〇〇市長・〇〇町長・〇〇村長)(以下「知事(市長・町 長・村長)」という。)は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、交付決定 の額は、一件あたり300万円を下限とする。
- 2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号

による交付申請書を知事(市長・町長・村長)に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税 及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相 当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第 226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分 の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額 して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明ら かでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

- 第6条 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに申請者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。
- 2 知事(市長・町長・村長)は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 <u>知事 (市長・町長・村長)</u>は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第 2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を**知事(市長・町長・村長)**に提出しなければならない。

(変更等の承認)

- 第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を**知事(市長・町長・村長)**に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要が ある場合
 - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を**知事(市長・町長・村長)**に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を知事(市長・町長・村長)に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、<u>知事(市長・町長・村長)</u>から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を<u>知事(市</u>長・町長・村長)に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を**知事(市長・町長・村長)**に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、**知事(市長・町長・村長)**の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を **知事(市長・町長・村長)**に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合 には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事(市長・町長・村長)は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及

び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、別記様式第9号による額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合に おいて、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を 命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、**知事(市長・町長・村長)**は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 10号による精算(概算)払請求書を<u>知事(市長・町長・村長)</u>に提出しなければなら ない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容(第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1)補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく<u>知事(市長・町長・村長)</u>の処 分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合
- 2 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに 係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は 一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事(市長・町長・村長)は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する

場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第 4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕 入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による報告書を<u>知事(市長・</u> 町長・村長)に提出しなければならない。
- 2 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、 その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支 に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してお かなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産承認申請書を知事(市長・町長・村長)に提出し、知事(市長・町長・村長)の承認を受けなければならない(総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意 をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなけれ ばならない。
- 4 補助事業者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第234条の規定に準ずるものとすること。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事(市長・町長・村長)

の承認については、<u>総務大臣</u>が別に定める基準に該当する取得財産の処分であって、補助事業者が別記様式第12号による財産処分届出書を<u>知事(市長・町長・村長)</u>に提出した場合は<u>知事(市長・町長・村長)</u>の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

- 第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を〇〇県(道・市・町・村)に納付する場合には、速やかに様式第12号による財産処分承認申請書又は届出書を知事(市長・町長・村長)に提出しなければならない。
- 2 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一 部の納付を命ずる。
- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、**知事(市長・町長・村長)**は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

- 第20条 <u>知事(市長・町長・村長)</u>は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を<u>〇〇県(道・市・</u>町・村)に納付すべき旨を命じることができる。
- 2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、**知事(市長・町長・村長)**が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、<u>知事</u> (市長・町長・村長) に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、**知事(市長・町長・村長)**が別に 定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内 容
(1)設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費
	(ア) 通信機能付き電力変換装置(発電・蓄電装置含む)
	(イ)管理測定表示装置
	(ウ)情報通信端末
	(エ)伝送路設備
	(オ)電源設備(予備電源設備を含む)
	(カ)照明装置
	(キ)センター・局舎施設
	(2)附帯工事費
(2)企画・開発費	次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費
	(1)プログラム開発に係る役務費(設計を含む)
	(2)電子計算機使用料
	(3) ソフトウェア購入費 (ライセンス費を含む)
	(4)その他事業を実施するために必要な経費

様式第1号(第5条第1項関係)

番号年月日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

申請者の名称 代表者氏名 (注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(北海道)(市・町・村)</u>スマートグリッド通信 インタフェース導入事業費補助金交付申請書

平成 年度 $\bigcirc\bigcirc$ **「娘・市・町・村」** スマートグリッド通信インタフェース導入事業 費補助金の交付を受けたいので、 $\bigcirc\bigcirc$ **県(道・市・町・村)** スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱 (平成 $\bigcirc\bigcirc$ 年 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 交付を受けようとする補助金の額(注2) 金 , 千円
- 3 補助事業の概要
 - □ 別紙1
- 4 添付資料
 - (1) 補助事業に要する経費の見積書
 - (2) 別紙2 工事概要書
 - (3) 補助事業を協議会等が行うものについては、当該補助事業を行う協議会等を構成する全団体を列記したもの
 - (注1) 協議会等にあっては、

「協議会等名(〇〇、〇〇・・・及び〇〇)代表

代表者名

印 」と記載すること。

(注2) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。 補助金所要額-消費税仕入控除税額=補助金額

別紙1

補助事業の概要

法人又は民間企業等名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	(注2)
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額(事業費×補助率)		事 業 費
設備費		
企画・開発費		

備考			
1) 1/ /与			

(注1) 協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名」と記載すること。

(注2)組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載すること。 必要に応じ参考資料を添付すること。

工事概要書

事業を行う者の名称		
代表者氏名	印	(注1)

- 1 設置場所(注2) ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地
- 2 施設の内容(記載例)

(1) 建物の構造等 〇〇〇〇造 〇階建

 (2) 建築面積
 ○○○. ○㎡

 (3) 延べ床面積
 ○○○. ○㎡

(4) 鉄塔の構造等 ○○○□型 高さ(地上高) ○○m

(5) 中継増幅装置の数 ○台

- 3 実施計画
 - (1) 着工 (予定) 年月日
 年 月 日

 (2) 完了 (予定) 年月日
 年 月 日
- 4 資金計画

(千円)

(1111)			
収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付(予定)額	設備費	
対策事業を行う者の負担額	予算額	企画・開発費	
借入金			
自己資金			
その他()(注3)			
小計			
合計		合計	

- 5 添付図面
 - (1) 用地付近の見取図
 - (2) 設計の概要図 (配置図、各階平面図及び立面図の概略)
- (注1)協議会等にあっては、

「協議会等名 (○○、○○・・・及び○○) 代表 代表者名

と記載すること。

名 印 」

- (注2) 施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記すること。
- (注3) 財源の内容を記入すること。

様式第2号(第6条第1項関係)

 番
 号

 年
 月

 日

申請者の名称 代表者氏名(注1) 殿

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) ○○ ○○ 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信 インタフェース導入事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金については、<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号。以下「要綱」という。)第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、
 - □ 申請書に記載されたとおりとする。
 - □ 一部修正の上、別紙のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

- 4 補助金の交付条件(注2)
 - ○補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)並びに要綱の規定に従わなければならない。

- ○補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を要綱等に基づき審査した上で 確定させるものとする。
- (注1)協議会等にあっては、 「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名」と記載する。
- (注2)要綱第6条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

別紙

補助事業の概要

	1119-74-7-7-19-7-7
地方公共団体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	(注2)
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額(事業費	事 業 費	
設備費		
企画・開発費		

備考			

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名」と記載すること。

(注2)組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載すること。 必要に応じ参考資料を添付すること。

番 号 年 月 日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信 インタフェース導入事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県(道・市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇県(道・市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第7条第2項の規定により、同補助金 ,千円の交付申請(平成 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

(注1)協議会等にあっては、

様式第4号(第8条第1項関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信 インタフェース導入事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県(道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業の一部を変更 する必要があるので、〇〇県(道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

	変	更 事	項		変	更	前		変	更	後	
内容												
経		設備	費									
経費の配分	1	企画・開	発費									
分		合計	ļ-									

- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要(添付書類 様式第1号関係)及び当該事業に係る積 算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付 決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な場合を 除く。)しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記する こと。 交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円 補助金所要額-消費税仕入控除税額=補助金額

(注1)協議会等にあっては、

様式第5号(第8条第2項関係)

番 号 年 月 日

<u>○○県知事(市長・町長・村長)</u> 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信 インタフェース導入事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県(道・市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業を中止(廃止)したいので、〇〇県(道・市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止 (廃止) する事業内容
- 2 事業を中止 (廃止) する理由
- 3 経費の支出額内訳

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
設備費			
企画・開発費			
合 計			

- 4 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)
 - (1) 中止期間 年 月 日 ~ 年 月 日
 - (2) 完了予定日 年 月 日
- (注1)協議会等にあっては、

様式第6号(第9条関係)

番号年月

○○県(北海道) 知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成年度(道・市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年 度 〇〇県 (道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇県 (道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第9条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注1)協議会等にあっては、

様式第7号(第10条関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成年度(道・市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度 \bigcirc 〇月(道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、 \bigcirc 〇月(道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第10条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

				\ 1 1	- ,
経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
設備費					
企画・開発費					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

(注1)協議会等にあっては、

様式第8号(第11条第1項関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1)

囙

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信 インタフェース導入事業(年度終了)実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度 〇〇県(道・市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、平成 年度における実績について、〇〇県(道・市・町・村)スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

交付決定年月日	概算払金額	補助金交付
補助金交付額	(累計)	実績額

2 事業の実施状況 (注2)

着工日]	
完 了 日	3	

3 事業収支総括表

(円)

	収 入						
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額				
1							
補助事業者の負担額	予 算 額		実績額				
事業者等の負担金							
自己資金							
その他()(注3)							
小 計							

合 計		
		(円)
	支 出	
経費区分	予 算 額	実績額(支出額合計)
設備費		
企画・開発費		
合 計		

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円 補助金所要額 – 消費税仕入控除税額 = 補助金額

- 5 添付書類
 - (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
 - (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類
- (注1)協議会等にあっては、

- (注2)補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。
- (注3) 財源の内容を記入すること。

 番
 号

 年
 月

 日

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 殿

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) ○○ ○○ 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信 インタフェース導入事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度<u>〇〇県</u>(道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金の額を、<u>〇〇県(道・市・町・村)</u> スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付確定額
設備費	
企画・開発費	
合 計	

3 返還額

(注1)協議会等にあっては、

様式第10号(第13条第2項関係)

番号年月

<u>○○県(北海道)知事(市長・町長・村長)</u> 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信 インタフェース導入事業費補助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度 OO県 (道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金の精算払 (第 回概算払)を受けたいので、OO県 (道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成〇〇年〇〇〇号)第13条第2項の規定により、下記のとおり請求(返還)します。

記

- 1 請求(返還)金額 金 , 千円也
- 2 内 訳(注2)

(精算払の場合)

(千円)

		確定額	概算払受領額	差引請求 (返還)
経費区分	交付決定額	A	В	額
				A - B
設備費				
企画・開発費				
合 計				

(概算払の場合)

(千円)

経費区分	交付決定額 A	前回までの概算 払受領額B	今回請求額 C	残 額 A-B-C
設備費				
企画・開発費				
合 計				

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 負の金額には△印を付すこと。

様式第11号(第15条第1項関係)

番 号 年 月 日

○○県(北海道)知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

 \bigcirc OO県(道・市・町・村) スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成 \bigcirc 0年 \bigcirc 0号) 第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(交付要綱第12条による額の確定額) 円
- 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 (3-2) 円

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号 年 月 日

○○県(北海道) 知事(市長・町長・村長) 殿

補助事業者の名称 代表者氏名(注1) 印

平成 年度<u>〇〇県(道・市・町・村)</u>スマートグリッド通信 承認申請 インタフェース導入事業費補助金に係る財産処分届 出書

平成 年度において、 $\bigcirc\bigcirc$ **(道・市・町・村)** スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、 $\bigcirc\bigcirc$ **(道・市・町・村)** スマートグリッド通信インタフェース導入事業費補助金交付要綱(平成 $\bigcirc\bigcirc$ 年 \bigcirc 第17条第1項 申請します。

記

- 1 処分の内容 (取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
 - (1) 設備の名称
 - (2) 設備の設置者(事業主体)の名称
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 補助金
 - (イ) 借入金
 - (ウ) 自己資金
 - (エ) その他(具体的に)
- 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方(注2)
 - (2) 処分しようとする財産の範囲 (処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面 等を添付すること。)

- (3) 処分の期間(注2)
- (4) 処分の条件(注2)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。) 見込額を記入する。)

(注1)協議会等にあっては、

「協議会等名(○○、○○・・・及び○○)代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

情報通信技術利活用事業費補助金実施マニュアル

平成24年 5月29日最終改訂

(問い合わせ先)

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課復興総括ライン 電話/FAX 03-5253-5482/03-5253-5721